

◎開議の宣告

- 佐藤清春 議長 おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。
- 

◎一般質問

- 佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。  
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
- 

◇ 小 野 正 伸 議員

- 佐藤清春 議長 9番小野正伸議員に発言を許可いたします。  
9番小野正伸議員。

【9番（小野正伸議員）登壇】

- 9番（小野正伸議員） おはようございます。

一般質問の2日目、本日トップバッター、新政会の小野正伸です。

初日から活発な議論が展開されておりますが、何とぞ私にも実りあるご答弁をよろしく願いたいと思います。

記録的な豪雪や大災害など、だれにとっても忘れることのできない平成23年も、早いもので残すところあと1カ月を切り、そしてまた雪の季節がやってきました。できることなら、今年は暖冬を願ってやみません。

さて、先日、私の住んでいるすぐ近くの金沢神社での発掘現場から墨で文字が書かれた土器が発見されました。作業されている方は今日も寒い中頑張っておられましたが、私も実際にその現物を見せていただきましたが、後三年合戦のあったときより100年以上前からあの場所が地域の拠点になっていた可能性があるということで、今年の鉄なべに続いて、またまたロマンがかき立てられました。先日の土日はシンポジウムも開催され、今度の日曜日には遺跡の現地説明会もございますので、興味のある方はぜひ金沢においでくださいますようお願い申し上げます。早速通告に従い質問に入りたいと思います。

初めは、東日本大震災における復興支援についてであります。6月や9月定例議会で質問の機会がありませんでしたので、今さらと言われる方もあろうかと思いますが、少しでも私の話に耳を傾けていただきたいと思います。

だれしもが忘れられないあの3月11日、私たちも5階の委員会室で地震に遭遇し、すぐに広範囲で電気が消え、大津波警報が発令されました。

私はそのとき、原発大丈夫かなととっさに思いました。実は、私の弟は長い間、福島第一原子力発電

所で定期点検などの保守管理の仕事をしていました。幸いとも言えるのか、数年前から本社勤務となり当日は横浜の事業所にいたそうですが、自宅は原発のある大熊町の隣の富岡町にあり、直線距離にして約7キロくらいです。また妻の実家もすぐそばにあり、その家は新築したばかりです。

当日は、皆さん同様電話は全く通じなく、唯一メールでのやりとりが夜になってようやくできるようになりました。弟からは、こっちは全員無事だけれども富岡と連絡がつかない、次いで、安否は確認できたけれども、我が家も壁がはがれ落ち、富岡の駅も津波で流されたようですとの返事。そして、翌12日、1号機が爆発、そのとき私が出した、ほかの原発大丈夫とのメールに、多分やばいと思う、それより一帯が放射能で汚染され住めるかわかりませんとの回答。そしてついに3号機が14日に水蒸気爆発を起こし、チェルノブイリ事故に匹敵するあのような重大な事故になったわけです。

今さら原子力行政がどうだったかとか、脱原発と言っても、ある意味しようがないと思います。要は、これから原発の影響を受けた方々がどうやって生活を再建していくかにかかっているのだと思います。

同じ震災では、沿岸部の方々は津波の被害を受けられ、たくさんの方が亡くなり、行方不明になりました。本当にお気の毒です。私も春先に気仙沼や陸前高田に行く機会がありました。すさまじい惨状でした。でも、申しわけないのですが、がれきを取り除き、少しずつではありますが、町の再建が始まってきていると思います。

しかし、福島の浜通りでは、家があっても帰ることができません。今一番困っていることは何かとの問いに返ってきた答えは、現在、警戒区域解除のための除染作業が行われているが、その作業が終わらないと生活そのものが成り立たないし、帰りたくてもいつ帰れるのか見通しがなく、今後生活の基盤をどこに置き、どのように収入を得るのか、全く予定が立たず困っている。現在、国や東電は事故処理にお金をかけているが、いずれ底が見えてくると思われるので、皆さんが十分に納得する補償をしてくれるのかははなはだ疑問とのことです。

現在、被害に遭った原発は、1号機から4号機までの燃料を取り出すために、原子炉を冷却しながら、建屋上部に重機を効率よく設置して作業を進めることを目指しているそうです。廃炉まで10年、さらに現在の場所を更地にして何事もなかったようにするまでは30年以上はかかるのではとのことでした。先日、弟が2回目の一時帰宅で立ち寄った際は、2時間で4マイクロシーベルト、年間だと約17ミリシーベルトとなり、原発従事者としても1年で被曝する数値としては非常に高い値とのことでした。富岡町の南側にある広野町では、一部警戒区域が解除された地域もあったそうですが、実際に帰宅して生活している人たちは、避難した人たちのわずか1%ほどだそうです。

これは非常にデリケートな問題なので、福島県民のプライドを傷つけないのはいいのですが、本当に20キロ圏内の方々は将来家に帰れるのか、いっそのこと、町ごと、または地域ごと、集団で横手に移転してきてはどうかと思います。幸いにも我が市には手つかずの広大な工業団地があります。雪の心配は否めませんが、全く新しい町をつくり上げることができるのではないのでしょうか。ただし、生活していくには雇用の創出が必要です。そこで、福島での産業、つまり地元の中小企業なりをまとめて面倒を見る

ような仕掛けができないものかと思います。また、一次産業である農業についても、ここでは3分の1以上も減反している農地がたくさんあります。これを機会に、集落営農を含めて、農業の再編にも取り組むきっかけとなればとも思っています。

本当に大変なのはこれからでしょう。稲作農家も、大丈夫だと言われて作付しても、最後はあのよう  
に暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されました。多分、今後も増え続けるのではと予想されま  
す。さらには、風評被害が後を絶ちません。何とかして福島の方々の力になりたいと思います。皆さん  
でよい知恵を出し合い、復興の一助になればと考えております。今までは福島県とはなかなか接点がな  
かったかもしれませんが、同じ東北の仲間として、一日も早く元通りの生活ができることを願って、次  
の質問に入りたいと思います。

2つ目は、がらっと変わりました、少し夢のある質問をさせていただきたいと思います。

タイトルは、新生統合中学校の目玉は何かと書かせていただきました。

私も横手地区の小・中学校統合基本構想設定委員会のメンバーとして建設候補地の選定や校名の決定  
などに参画させていただき、少なからずとも新しい学校には思い入れがあります。

統合の目的は、ある程度の学校規模にして、集団生活の中から子どもたちが切磋琢磨していくことが  
最大のテーマであることでしょう。また、学校ですので個々の学力向上が求められることは言うまでも  
ありませんが、勉強と並行して、子どもたちが興味、関心を持てる部活動が学校生活の中でかなりのウ  
ェートを占めていることと思います。皆さんも学生時代の思い出といえば、勉強したことより、部活で  
遅くまで学校に残りしごかれたり、勝った負けたの思い出のほうが多いのではと思います。

そこで、提案であります、新設の中学校に硬式野球部をつくっていただけないでしょうかとの願  
いがあります。

横手市の今シーズンを振り返りますと、秋の全県中学校の新人野球大会で平鹿中学校が優勝、またス  
ポーツ少年団の全県新人戦でも横手南と旭がブロック優勝、さらにもう一つ、これは余り知られていな  
いかかもしれませんが、夏の横手地区の中学校の予選大会で敗れたチームから選ばれた選手が選抜チ  
ームをつくり、Kボールという硬式ボールと同じような形式のボールを使った秋田県大会で見事優勝、そし  
て北海道函館で行われた東日本大会でもベスト4まで勝ち上がりました。とにかく、横手地区は年々野  
球のレベルは上がっていると自負しています。

ところが、なぜ高校に行くと勝てないのでしょうか。皆さんもそうは思いませんか。非常に残念でなり  
ません。少子化とはいえ、今の中学生は高校へ行っても野球を続けている選手の割合が以前よりは高く  
なっているのではと感じています。それだけ環境が整っています。秋田県でも高校野球のレベルアップ  
と称して有名な指導者を招いて講習会など行っていますが、果たしてどれだけ効果があったのでしょうか。  
実際にプレーするのは選手自身です。

なぜ能代商業が今年甲子園であれだけ活躍できたのか、2年連続出場ということもありますが、それ  
以上に地元での地道な活動があったからです。地元のリトルシニアで中学校のときから硬式をにぎり、

とにかくボールに早くなれること、これに尽きると思います。仮に高校に行って初めて硬式をにぎった人でも、硬式を経験した同級生からの刺激があり、今まで以上に努力しているそうです。子どもたちへの新たな選択肢が与えられたことでステップアップが図られたと、能代山本地区の指導者の方々は口々におっしゃっておりました。

参考までに、これが硬式の野球ボールです。ふだん皆さんがテレビで見ているプロ野球とか高校野球で使われているものと同じです。そして、こっちが軟式のボールです。これは日本で独自に開発されたものです。私もふだん500歳野球で使用している一人ですが、軟式の野球と違い、硬式野球はスピード感が全く違いますので、同じ野球といっても全く別物の球技と考えたほうが懸命だと思います。

何も軟式野球がだめだとか否定しているわけではありません。既存の中学校に新設の部活というのはなかなか大変だと思いますが、今回は全く新しくできる学校です。子どもたちに将来の夢を与えていただけないでしょうか。毎年毎年優秀な選手が県の中央や県外の高校に引き抜かれている現状では、地元の高校はいつまでたっても強くなりません。何も高校に行って野球をやることだけが目的ではないにしても、子どもたちの夢の一端を応援してあげたいと思います。あの子どもたちが束になって頑張れば、県南からも甲子園も夢ではありません。必ずお約束します。ぜひとも前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

また、この項に関連して、中学校の部活動とスポーツ少年団のかかわりについてであります。

子どものころからさまざまなスポーツを経験することは大切なことではありますが、どうしても最初にかかわったスポーツを極めたいと思うのが一般のところではないかと思います。統合すれば部活の数もそれなりに増えて選択肢も幅が広がると思いますが、小・中一貫した種目ができないとすれば非常に気の毒なことではないでしょうか。なかなか時間的な制約があるかと思いますが、今後中学校で指導されている先生方とスポ少の指導員の交流の機会があってもいいのかなとも考えております。とにかく、底辺の拡大と若年層のレベルアップが課題と思われませんが、いかがでしょうか。ご所見を伺いたしたいと思います。

では、最後の質問です。

10月に市役所のホームページがリニューアルされて、文字も大きく大変見やすくなり、また以前よりもより詳しい情報の提供がなされており、大変ありがたいことだと感謝しております。東京に住んでいる私のいとは、魁新報のウェブ版と横手市のホームページを見ると、田舎のことは大体わかると思っていました。本当に便利な世の中になりました。これから1カ月先の行事予定やハローワークの求人情報などもタイムリーにアップしていただき、中でも公共施設の予約システムでは、来年からはオンライン予約の申し込みもできると書かれてありましたので、ようやく民間サービスに肩を並べるまでに近づいてきたなと思います。

しかし、私たちの周りにはまだまだ会議の資料やチラシであふれています。IT社会が加速度的に進んできた現在では、紙以外の媒体にデータを保存することが簡単にできるようになりました。これをフ

ルに活用して、紙への印刷やコピーを極力減らすことにより、紙資源はもちろん、節電などの環境に配慮した経費の節約や、時間的にも効率的な業務の遂行ができるのではと思います。

この議場ですら、各議員や参与の皆さんに懇切丁寧に資料が配られますが、かなりの部分がほんの少しの閲覧で再生紙になっているものもあるのではないのでしょうか。ものによっては必ず紙でなければならぬものの中にはあるかもしれませんが、アイパッドに代表されるようなタブレット端末を使用することによって、従来の紙の資料からデータで配付し、どうしても必要なところは後でプリントアウトするとか、幾らでも工夫ができそうな気がします。仮に字が小さかったりしても、拡大なども画面上で簡単にできます。ペーパーレス化を図ることによって、情報共有の効率化や資料保管スペースの節約の効果が期待できます。そして、さまざまなデータの検索など、後々の作業も楽になるのではと思われます。

これは全く余談ですけれども、究極は、議案などの資料をデータで配付して、もし誤りに気づいてもすぐ訂正できますし、何より職員の皆さんの差し替えの手間が省けるかもしれません。

我々、議会のことは、議会改革の検討委員会などでこれから議論していけばいいことなのかもしれませんが、紙1枚といえども市民の税金と思えば、ちりも積もれば山となるです。少しずつの積み上げが大切ではと思いますので、毎日の業務から市当局のさらなる改善を期待したいと思っております。ご見解をお伺いするものです。

以上、これで私の質問を終了させていただきますが、これから冬期間、除雪作業に携わる皆様には大変なご苦勞をおかけいたしますが、体調には十分留意されまして、市民の安全な足の確保に万全を期していただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。来年こそは何事も平穩無事で、皆様にとってもよい年でありますよう心からご祈念申し上げまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 私のほうから、まず1点目の東日本大震災復興支援についてから答弁申し上げたいというふうに思います。

市におきましては、今回の震災に当たりまして、3月から原発事故の被災地であります福島県内にもお米など支援物資を行っております。また、選挙の支援で職員も派遣したところでございます。避難者につきましては、同じく3月から受け入れておりまして、避難所も開設しておりました。現在も市内には48世帯120人の避難者がおられ、このうち福島県の方が34世帯93人です。この方たちには、市報の発行にあわせ、市や市民団体などの支援事業、被災元自治体からの情報などをお知らせいたしております。また、毛布などご要望に応じて支援物資の提供も行っております。

しかしながら、市に避難している皆様は、国や東京電力の情報や対策が不明確で流動的なため、生活設計を組み立てられない不安なお気持ちのようでございます。こうした状況でありますから、市といたしましても、避難者や被災地からのご要望にできる限りおこたえしていくという姿勢で支援に当たって

まいりたいと考えております。

2つ目につきましては、教育委員会のほうから答弁させたいと思います。

3番目のペーパーレス社会への取り組みについてであります。

これにつきましては、議員ご指摘がございますとおり、環境保護や資源の有効活用につながることであり、市でも重要な課題として取り組んでおるところであります。横手市環境基本計画に定められた率先行動計画を実践いたしまして、毎月、各課のコピー用紙の購入枚数を確認して、コスト削減とCO<sub>2</sub>削減に努めておるところであります。現在、市が主催する会議等でタブレット端末を使用した資料配付は実施しておりませんが、今年度更新した市役所のグループウェアにおいて、市役所の情報のやりとりが紙を使用せずに行えるよう工夫しております。一例を挙げますと、今まで紙により申請していた給与関係の届の一部について、端末の入力のみで行えるようになりました。また、毎月の給料明細書についてもペーパーレス化を図っております。

しかしながら、住民の方が参加する会議等では、詳細な資料を提供し、ご理解を深めていただくことが必要であり、また資料を持ち帰りたいという希望もあることから、ペーパーレスにしごたい現状であります。

住民サービスにつきましては、紙による申請が必要であった手続をインターネットを利用してできるようにする取り組みや、住民税に関する申告についても検討を進めております。さらに、市のホームページも、情報をわかりやすく伝えることができるよう、ご指摘のようにリニューアルいたしましたところあります。また、紙によらない情報提供の方法として、市の安全・安心メールには、現在4,400人ほどの方へ加入いただいております。

市民との協働によるまちづくりに重要なことは、住民の皆様へ情報をわかりやすくタイムリーに伝えることと考えております。その点では、紙を利用しての情報伝達は今なお重要な手段の一つと考えております。ペーパーレス社会の実現については、社会的な、または家庭内でのインフラの整備が重要な要件であることから、市としても可能な部分から取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 初めに、議員の親族を初め、福島で被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

現在、横手市の学校には、福島からも含め、今現在ですが、20人弱の児童・生徒が勉強しております。先日で全校の教育長訪問が終わりました。どこの学校に行っても、被災してこちらに来ている児童・生徒はいるかを確認し、その子どもたちがどのように活躍しているかというのを教育長訪問の中で見ておりました。どの子もいじめられたりすることなく、元気で頑張っております。一部新聞の報道にあったように、福島からの被災者、市内に避難している生徒、小学生です、全国規模の環境に関する作文コン

クールで特別賞をいただいたという報道が先週あたりの新聞にあったと思いますが、そのようにみんな活躍しているところですので、ひとつご安心いただきたいと思います。

さて、夢のある質問に夢のある答弁になるかどうかはちょっといささか心配なところもございますが、新生明峰中学校は、鳥海御嶽を臨む光豊かなぬくもりのある校舎というのをテーマにして、その中で本当に充実した教育活動ができればいいなと願っているところです。

さて、その中学校の部活動ですが、昨日の答弁にも出現しましたが、学習指導要領の縛りがございまして、学習指導要領では、学校教育の一環として、学校教育課程との関連、要するに授業で行われるものですが、それが図られるように留意することが求められておりまして、自分の学校にどのような部活動を置くかは、教育課程を組む主体であります学校が、生徒や地域の実態を考慮に入れて、独自に決定するものであります。

したがって、新設の明峰中学校においても、北中学校においても、今関係中学校間で部活動の新設の準備を進めておりますけれども、現在本市11中学校すべてに軟式野球部というのはご存じのように置かれておりますけれども、硬式野球部のある学校はありません。その理由として、先ほどの原則にのっとると、1つは、生徒の筋力等の発育段階及び健康安全に配慮すること、2つ目が、体育等必修教科の学習指導との関連、音楽的・文化的なものであれば、そのような授業があれば、それとの関連ということになります。それから、体育関係では、中学校体育連盟主催の市や県の野球大会がすべて軟式で行われていることがあげられます。したがって、ご提言については、新生中学校でも、新設したとしてもまた競争相手がいない等の不都合が予想されますし、中学校教育の一環としての部活動、その中での硬式野球部の実現というのは、相当に難しいものがあると考えられます。

2点目、これも関連のご質問でございますが、スポ少で経験した競技が中学校の部活動に直結しないという指摘だとか、それに伴う要望はこれまでもありました。先ほどの答弁でも申し上げましたが、どのような部活動も先ほどのような事情で置かれることになります。したがって、社会体育としてのスポーツ少年団の活動とは趣が異なるものです。部活動の決定に当たっては、学校の規模だとか、生徒数だとか、将来の生徒数だとか、施設設備の実態だとか、既存の部活動の成果だとか、その学校がずっと強くて、これだけは守っていかなければいけないという伝統だとか、そういうのを考慮して決定されるわけですが、少子化に伴って、部活動の新設につながる要望に、学校ごとには十分こたえられていない現状があります。

そこで、このような要望に対して、これも合併効果の一つと考えられますけれども、教育委員会としては、指定学校の変更制度を活用しながら、つまり金沢中学校があなたの進むところですよと、しかしそこに私が入りたい部活動がありませんよというときには、横手市内の中学校でその部活動がある学校に進学したい、進級したいというときには、それにこたえる、無原則にということではございませんけれども、基本的にはこたえて、ある程度柔軟にそこは対応している例がこれまでもかなりの数があります。これからもそのような対応をしていこうと考えているところでもありますので、ご理解願いたいと思

います。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） ご答弁ありがとうございます。3つともすぐにぱぱっと解決するような質問じゃなかったの、非常に答えが答弁される方々もちょっと大変だったかなというところもありますけれども、ちょっとだけ再質問させていただきたいと思います。

最初の質問でありますけれども、市長が言いますように、福島からいろいろ避難されている方もいらっしゃるし、支援もしているというお話でありましたけれども、避難されている方々は、まず今のところ福島から来て、横手に住所を移した方も中には当然いるわけでございますけれども、究極はやっぱり、私がさっき言った、町をそっくり、地域をそっくりこちらのほうに来ていただけないかというお願いだったわけですが、そこら辺もうちょっと、全然可能性がないのであれば無理ですよという答弁も欲しかったんですけども、その辺、市長、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 原発ではありませんけれども、津波において、釜石、大船渡に対して、当初、生活再建も含めて、移住の考えがあれば積極的に対応したいというメッセージを送っておりました。これについては、生活再建はなかなか難しいわけでありまして、ほとんどそういうことに反応はなかったところでございます。これはやむを得ないことかなと。

ただ、原発に関しましては、アンケート結果を見ますと、かなり多くの方が戻られるのをあきらめているふしがございます。そういう方々の受け皿になる可能性があるならばという思いは持っているところでございますが、議員がご指摘にあったように、例えば一定のエリア、一定の行政区をあげてというのは、恐らく不可能ではないかなというふうに思います。現地においても、そういうふうな方向では動きがたいのではないかなと。もしそういうことが現地で動くことがあれば、我々は受け入れる余裕はあるわけでありまして、そういう準備と申しますか、どういう状況になったらどうするかということについては、これは私どもとして対応を考えておく必要はあろうかなと思いますが、現時点ではなかなかそういう形では進みがたい状況にあるというふうに思っているところであります。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） やっぱり今の時点ではなかなか大変だと思いますけれども、まずいろんなお話を伺いますと、やっぱり隣近所と離れたくない、一緒にコミュニティーをつくっていきたいという方々がたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方々のご要望も受け入れていければなと思っての質問でありました。最後は国とか東電のお金のこともありますので、そういう部分の援助なんかも当然必要なわけですが、やっぱり来るからには、秋田県民、横手市民になってもらうわけですから、向こうでもかなり覚悟が必要なことだと思いますけれども、今のところ、秋田県はこのとおり放射能に関しては絶対安全だということでありまして、そのほかにもよっぽど好条件がないと、なかなか横手までは来てくれないのかなと思ってはおります。

また、職員の方々のご負担も、これ以上は大変だなというところも非常に感じておりますけれども、例えば横手市とほかの町村との話じゃなくて、やっぱりこうなれば県間同士の話にもなるかと思えます。ほかにいろんな自治体でオファーされているところももしかすればあるかもしれませんが、市長が今おっしゃるように、そういうことがもしこれから将来可能性があるとなれば頑張っていたきたいと思っていますし、余談ですけれども、市長と9月の末に東京に企業訪問、省庁訪問を一緒にさせていただきました。あの市長のバイタリティーがあれば、かなりの部分頑張っていけるのかなと思っていますので、ぜひこれから望みをつなげていけるように頑張っていただければと思っています。1つ目はそれで終了したいと思います。

2つ目の統合中学校に関してのお話ですけれども、まず私が予想していたような答弁でありました。当然、新しい中学校ができるわけで、いろんな期待もあるわけですが、部活に関してはやっぱりいろいろ中学校の特性なり、先生方のいろいろなご判断もありまして、先ほど教育長が申されたように、学校教育の中でやっているということは重々わかるわけですが、先ほどもお話したとおり、やっぱりいたましい選手が市内から出ていくわけです。そうなれば、非常に全体的なレベルが上がっていかないし、みんなのやる気もなくなってくる、このごろはそんなに何十人もそっくり抜けていくことはないと思うんですけれども、ぼつぼつと行っているのが見受けられます。

一番心配なのは、中学校からほかの県、ほかの市に行って新しい野球をやったときに、自分たちの仲間でないという、一生懸命頑張っている方は頑張っているんですけれども、そっちに行ったときに仲間はずれにされる可能性もないとはいえません。それでつぶれている選手も何人も見てきました。幸い、私が監督をやっているときに教えた子どもが、1人は県外、1人は中央ですけれども、甲子園に行きました。その子どもたちはまた別格な子どもたちでしたので、よかったなと思っていますけれども、やっぱり、先ほどもお話しましたとおり、地元で硬式野球という子どもたちに触れる場所が全然ないということなので、すごく残念だなと思っています。

教育長が言われるように、学校教育、それから社会教育、また別のものだと思うんですけれども、ぜひこれからも部活動に関して我々も理解を示していきたいと思っていますけれども、いろんな新しい部活もこれから考えていただければなと思っています。

あと、新しい学校だからできることで、部活に関してですけれども、先ほどいろいろ先生方でお決めになるというお話でしたけれども、これから入る地域の子どもたちの保護者とか、そういう方々との意見交換というのは全然これから行われたい、先生方だけで決めていくということではよろしいでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 先ほども申しあげましたけれども、それは当然、保護者との相談等も、ご理解も得ながらということですので、当然あります。

それから、育った選手の流出と言えいいんですか、野球に限らず、バスケットではこの何年かで、バスケット女子ですが、中京の高校に進み、1人は山形大学に入学して、もう1人はこの春、多分大学

に進むと。それから、今年もうわさでは1人同じ学校に行くというようなこともあります。我々としては本当に残念で、地元で頑張れと言いつけて、あちこち言っているわけですがけれども、これも個人選択といえますか、選択の自由というのがありますので、なかなか難しい状況もあります。野球ももちろん、議員がおっしゃったように、行ってつぶれてという例を私も私の関係の生徒がおりましたので、残念だなと思っているところです。

先ほどの硬式、これも全然可能性がゼロですよという話ではなくて、少しずつ条件を整えながらといいますか、整っていけばそのような機運も、それこそ別にスポーツは学校教育だけの話ではありませんので、横手にもそういう可能性はあるのではないかなと思っていますので、みんなで協力しながら、やれるところはやっていくということになるのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 前向きなご答弁ありがとうございました。

先ほど忘れてしまいましたけれども、教育長さんから温かいお見舞いの言葉をいただきましてありがとうございました。遅れて申しわけないです。

可能性はゼロではないという今お話でしたんで、非常に心強いお話で、ありがたいなと思っております。

2つ目の質問については大体今ぐらいのところなんですけれども、スポ少に関して若干お話し申し上げたいと思います。

今、横手の小学生、全部で4,600人弱おるわけですがけれども、スポ少に加入している子どもたちが今年1,670名おります。率にしますと36%ぐらいなんですけど、正直申し上げまして、大体スポ少に入っているのは3年生以上ぐらいからなので、その子どもたちは3,000人ちょっとしかいないので、大体それを割り算すると68%ぐらいスポ少に入っています。3人に2人はスポーツ少年団に入っていますけれども、先ほどからおっしゃっているように、やっぱり学校教育と社会教育の違いというか、先生方は基本的にノータッチということで我々地元の指導者がやらせていただいていますけれども、それに関してもやっぱり地元の子どもたちを面倒見ている指導者はいっぱいいますので、そこら辺に温かい目を向けていただきたいなと思っておりますけれども、そこら辺どのように評価されているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 今のご質問には、学校の先生方は冷たいというような空気が感じられました。私どもも別に冷たくしているわけではなくて、いつかの議会でも同じようなご質問が24番議員からもあったと記憶しておりますけれども、学校には、我々としては、同じ活動をしている自分の学校の子どもだから、やっぱり一生懸命応援し、支援もしていくのが当然と考えておまして、そのようにやっているつもりですし、やっていくようにということは申し上げているつもりですので、これからもそのように申し上げていきたい。一部冷たいと感じているところもあるなというのは私どもの感触としてはあります

ので、指導していきたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 別に冷たいわけではありませんけれども、先生方も本当に協力していただいている部分は多々ありますので、私どもも逆に感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それと、当然、勝ち進めばスポーツ少年団でも東北大会とか全国大会に行くわけですが、そのときに若干補助をいただいておりますけれども、まず、やっぱりご父兄の皆さんの負担もかなりのものがありますし、同じ全国大会といいますが、近くでやるところ、遠くでやるところもあると思うんですが、そこら辺、一応規定はあると思うんですけれども、これから新年度の予算も始まりますが、予算的なところを若干見直ししていただきたいなという気持ちもありますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 これも大変私としては答えにくいご質問ですが、やはり書面で規定がございますので、それにのっとってやるとしか、いろいろ財政とも相談しながらということになりますが、規定ののっとって、心を痛めながら原則的に対応しているのが現状でございます。

ただ、いろいろなケースはございます。例えば先日の平鹿中学校のマーチングが大阪へというときには、家族旅行のように家族が行って、大変うれしいことですが、応援に行ったと。何百人という平鹿地域から大阪に行ったというようなこともあって、やはり補助金云々ではなくて、ご家庭では子どもたちの活躍というのを一番期待しているのではないかと思いますので、私どものほうはそちらのほうの支援を一生懸命やっていきたい。財政が好転していけば、またいろいろなことがあるかもしれません。

以上です。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 何とか前向きにご検討いただきますようお願いしたいと思います。子どもたちの頑張りが地域を支えていると私は思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もしコメントできればですが、野球のことを含めて、今までのことを市長から、もし感想、コメントがございましたら、何とかお願ひしたいんですけれども。急に振って申しわけないんですが。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 では、教育委員会の邪魔にならない程度の答えをしたいと思ひます。

基本的には、私は小野議員が言っていることについては大いに理解できるものだというふうには思っております。

ただ、教育委員会の立場ではなかなかできないことというのがいっぱいありまして、特に行政がサービスするすき間すき間で今いろんな問題が起きています。スポーツも多分そうだと思います、スポ少もそうだと思います。ここら辺をどう埋めていくかという作業が実は行政の側で遅れておりまして、とい

うよりも国で遅れておるわけですが、県で遅れているわけでありまして、この辺がやっぱり我々第一線にいる自治体の関係者として一番つらいところだなと。議員の皆さんから見れば、一番そこが困ることだなというふうに思います。

お金がない、人がいない中で、少し埋めていくかというような作業をどうするかだと思います。これについては、やっぱり我々の側、先生方も含めて、やっぱり意識を少し強く持っていくということは、これはとても大事なことと思いますが、やっぱりもう一工夫という前に、前がかりになる姿勢がやっぱり我々にとっても必要だろうと。あるいは関係するスポ少の方であれ何であれ、何かいいアイデアがあればいいなというふうにも思います、具体的なアイデア。こんなことはできないか、こんなことはできないか、全部を解決するのはなかなか困難でありますけれども、この一步、この半歩というようなアイデアをちょうだいできれば、我々も大いに検討できる部分があるだろうと思います。

先ほど、これは全く私見でありますので会議録に載ると困る話ではないんであります、例えば、多分やっていると思いますけれども、中学校3年、例えば野球の場合、夏休みから大体終わる、オフシーズンで受験勉強を一生懸命頑張るとありますが、そういうときに進路指導と称して学校の先生方が一生懸命勉強のほうを指導いたしますが、スポーツ進路指導もあっていいんじゃないかなと。先生方がやるという意味ではありません。それは先生方の仕事でないわけでありまして。むしろ、そこに何か接点はないかなと。それを何か応援できないかな、仕組みとしてできないかと。野球を一つ例に挙げましたけれども、そういうつなぎ方はあるだろうと。そこで硬式にしっかりなれるような、これは部分的に試行、トライアルしている例は聞いていますけれども、仕組みとしてできないかなというふうなことも考えられるだろうと思います。これは単なる私の一私案でありますけれども、そういうふうなことをいろいろ考える中で、何か埋めるものがあるだろうと思っております。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 市長も理解していただけるということで、非常にありがたく、心強く思っております。野球のことにしてお話しありましたけれども、能代地区でも、3年生が終われば、高校で野球をやりたい子どもたちを集めて野球塾なるものを行っているそうです。それは、軟式をやってきた子どもたちに早くボールになれさせるということだそうですけれども、横手でもちょこちょこ高校で教えていただけていることがあるようですけれども、今市長がおっしゃったように、学校からもスポーツ進路指導もぜひお願いしたいものだと思っております。

最後、もう一つですけれども、3つ目の質問であります、いろいろ役所の中でも効率化、コストの削減をいろいろ頑張っておられるようですけれども、ちょっと質問の内容ともしかすればかけ離れるかもしれませんが、最後、答弁の中で、いろいろやっていく中で、家庭内のインフラ整備も必要でしょうという市長の答弁がございましたけれども、私は以前もお話したときがありましたけれども、なかなかネットの環境が市内全部で一律でないというところもありまして、まだ正直光が入っていないところもかなりありますけれども、おいおいやっていっていただいているとは思いますが、行政のほうと

していま一度いろいろ後押ししていただけないものかなと思って質問させていただきますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 市では、合併後、雄物川の西側を市で光を設置してNTT東日本に運営をお願いするという形で進めました。これは、今取り組んでいるのは、基本的にはNTTのほうに全域をお願いしたいということでやっていたけれども、雄物川より西側のほうはなかなかNTTで手が出せない状況だということで、皆さんにもお願いして整備しました。現在は、それ以外のところはNTTをお願いするというので一生懸命進めています。

そうした中で、金曜日にもNTTの県南支店長さんとその辺のところをお話したところ、やはり横手市内でせっかく光を整備しても加入率がなかなか上がっていないということで、次の整備に行くスピードがちょっと遅めになっているということでありましたので、今庁内でこれから検討しますが、市民の皆さんからITの活用についていろいろ知っていただくようにもっともっと取り組んでいかなければ、加入率が上がらない、その結果次の整備が進まない、その繰り返しになってしまう危険がありますので、今既に整備されているところについて、加入を促進するために、このような活用ができますよとか、そういうものを含めて何とかして推進策を考えようということで、できるだけ早目にITの利用をこの後どういうふうに進進していくか、そういう検討する場を立ち上げて進めていきたいと思っております。

今NTTをお願いしている雄物川の西側でも、加入率が大体当初の目標は50%で進めておりましたが、まだ30%ぐらいということですので、これらを一生懸命進めることによって、次の整備にもNTTから入っていただけるようですので、そのところを一生懸命頑張っていきたいというふうに思います。よろしくお祈りいたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時01分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤誠洋 議員

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） おはようございます。

先般は、横手市で開催された種苗交換会が、目標の100万人を上回る過去2番目の人出でにぎわい、

連日好天にも恵まれて、横手市への経済効果も相当あったと思います。交換会準備室の方々初め、運営に携わった多くの職員、ボランティアの方々には難儀をおかけしました。市長には私の母校の新潟大学農学部同窓会の講演会開催にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。関係者、職員の方々に対しましても、いろいろとバックアップしていただきましてありがとうございました。県庁舎内でも話題になったとの連絡がありました。大学の研究が地元産業の活性化に結びつく産学官連携の一助となり得たとするならば、また種苗交換会のあり方にも一石を投げ得たなら、そのことが横手市から変化が起きたとするなら、幸いであったと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

大項目の1つ目として、県との機能合体について、1点目として、ワンフロア化とは言いがたい現状について伺います。

本庁機能集約化に伴い、昨年5月に産業経済部が県の平鹿地域振興局庁舎内に移転し、全県初の機能合体を行ったとして大変期待しておりました。さまざまな二重行政の無駄がなくなり、施策、事業のスピードアップが図られ、結果として住民サービスの向上が図られると期待したからです。ところが、産業経済部の6課が3課ずつ1階と3階にそれぞれ分断し、部長は3階にいるという状況です。しかも、県職員との事務所は全く分断されていて、とてもワンフロア化とは言いがたい状況にあります。市長は現在の状況をどのようにとらえているのでしょうか。見た目には従来どおりの二重行政の仕組みが依然として続いているように見えますが、いかがでしょうか。

2点目として、昨シーズンの豪雪による果樹災害時の補助事業や夢プラン事業などの県単事業との事務すり合わせについて、機能合体の具体的な成果、効果について、どれほどあったのか伺います。

お互いにどれだけ職員同士の交流があったのでしょうか。私の目には、ただ間借りをしているだけ、大家さんと店子というふうにはしか見えません。市長には、地方分権、地域主権の先導役として、知事に対しさらに話し合いを進めていただき、現状の物理的な課題について、機能合体の目指す本来の事業効果、中身について、具体的には事務権限移管、それに伴う予算の移譲などの協議を進めていただきたいのですが、今後の対応について伺います。

3点目として、JAとの連携について伺います。以前の一般質問でも取り上げましたが、再度伺います。

11月24日に雄物川農協とふるさと農協の合併総会、総代会が同時にそれぞれ開催され、原案可決となり、来年4月1日から横手市内全域を一つの農協がカバーする新たなふるさと農協がスタートします。行政と農協が同僚エリアで事業展開することは、これまで以上にさまざまな形でメリットが生まれると思います。青果物の販売では全県の35.8%、花卉類で32.1%、リンゴなどの果樹は70%以上のシェアを占める秋田県一の複合産地となります。

さらに農家所得アップを図らなければなりません。それを推進する核となる農協営農部が旧八沢木支店にあることから、農協は県との機能合体を果たした市の産経部と一緒に場所に移転したいと望んで

おります。市の基幹産業である農業が今後予想されるさまざまな困難を打破していく手だてとして、県・市・農協の三者の意思決定を即決できる環境を整え、三者が一体となり農業振興を進めるべきであります。市長には、知事との協議の際、農協の営農部が移転できる物理的な場所の確保についても話し合っていたきたいのですが、ご所見をお願いいたします。

大項目の2番目として、地域局の役割分担及び権限と責任、それに伴う判断について伺います。

合併して6年が経過して、その間、行革に伴うさまざまな組織機構改革を行ってきましたが、いまだに十分な組織とは言いがたい状況です。地域局に区長を特別職としてスタートしましたが、現在では地域局長は職員で、階級は次長級としています。現在の局長は次長級で、政策会議に出席はできるけれども、十分に発言できる環境であるのでしょうか。組織の中で役職に伴う権限が決められている中で、その職責を超える発言はできないと思います。

また、本庁の各部局で企画立案して実際に事業を行う際には、地域局との連携、協力が不可欠であるのにかかわらず、事業に対しての事前説明、話し合い、協議の場がほとんどなく、断片的に、そのとき、その場面で都合のいいように地域局に対してそれぞれの本庁担当部署が要請を行うことから、地域局で正確に事業の中身をつかめないままの事業展開となってしまうています。どちらが担ったほうが効率的なのかということを経営局を交えて協議をしていることはあるのでしょうか。また、いろいろなネットワークを持っているのは地域局なのに、なぜ事業の企画立案の際に地域局を交えないのでしょうか。

今では、これまで地域局で行ってきたことの多くをほぼ本庁で行っています。今のやり方は、行革優先、中央集権が強過ぎるのではないのでしょうか。地域局はあればいいのか、あるとするなら何をさせるのか、してもらいたいのか、今ある組織の運営のあり方では、市長の思い、政策が伝わってきません。地域局が独立した存在であるとしているのなら、ネットワークの活用、テレビ会議の活用、事務分掌の見直しなど、行革を進めながら、権限、判断をそれぞれの地域局に与えることが必要であると思います。

以上の観点から、1点目として、地域局長の位置づけを見直し、権限と責任及びそれに伴う判断を部長級とすることが必要なのではないかと伺います。

2点目として、今後の地域局に求める役割分担について伺います。雪害、東日本大震災という未曾有の大災害を続けて受けて、危機管理に対する意識の高まりはこれまでにないほどです。本格的な冬の季節を迎えるに当たり万全を期しているものと思いますが、災害時のお年寄りや要援護者の支援、初動活動、空き家対策などは、ネットワークを持っている地域局に担ってもらわなければならないと思います。地域振興、住民サービスの向上、及び災害時の際、市長は本庁と地域局の縦、横の組織連携を今後どのように進めるのか伺います。

大項目の3番目として、指定管理者制度について伺います。

平成15年6月に地方自治法の一部改正により、それまでの三セクなどの市の出資法人に限られた管理を、管理委託制度から株式会社などの民間事業者にも門戸を広げた指定管理者制度が改正されました。これは、多様な住民ニーズのサービス向上に民間の持っているノウハウを活用させ、同時にコスト削減

を期待したものであります。

今回、再委託をするに当たり、結論から先に申し述べると、市では指定管理者制度についてこれまで何も対応してこなかったということでもあります。まず、指針が示されていません。選考委員会も存在しないし、当然メンバーもいない。指定管理料の算定も、職員だけで行ったためにあいまいで不透明。公募をしなかったために、透明性がないまま、ないないづくしで議会への提案となっております。

そもそも、市においてはすべての三セクがそのまま指定管理者となったため、管理委託制度が単に名前が変わっただけのことととらえているのではないかと思います。三セクがそのまま指定管理者になったことは横手市に限ったことではなく、ほとんどの自治体がそうであったようですが、市の今後の財政状況をかんがみれば、市が所有するすべての施設の見直し、取捨選択が必須であり、指定管理者制度導入によるコスト削減の追及は当然のことです。指定管理料の算定が再指定した事業者に言われたままの税金投入が行われているようでは、なれ合いの関係で仕事を進めているのではないかと感じます。このことは、公募をしなかったために競争の原理が全く働いていないことによるものです。指定管理者に緊張感が生まれず、赤字でも税金で補てんされるということであれば、経営不振が続くのは当たり前のことのように思います。

さらに、税金の使い方として、公平性の面からも問題であります。

また、原則的に、いかなる事務作業もしかるべきときに情報として市民に公開されるべきです。

以上の観点から、1点目、指定管理者制度の市のメリット、デメリットをどのようにとらえているのか伺います。

2点目、なぜ公募しなかったのか、幅広く人物、組織を募集すべきではないのか。市の天下り先、なれ合いになっているのではないかと伺います。

3点目として、特別養護老人ホームの指定管理について伺います。

特別養護老人ホームは、介護保険制度によって運営されており、最近の新たな介護保険施設はすべて自前で建設し、独自に運営されております。このことは、法人などの団体が指定管理料を当てにしなくても経営が成り立っているということです。私は、次の更新時において指定管理を行わないで、原則今している事業者は無償譲渡すべきではないかと思っております。市は今後の更新時において再度委託を行うのか行わないのか、その方向性について伺います。

以上、よろしくご答弁お願いいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございました。

まず1点目でございますが、県との機能合体について、まず1つ目のワンフロア化についてのお尋ねでございます。

県との機能合体の初年度となります今年5月2日から、市の産業経済部と建設部建築住宅課が平鹿地

域振興局庁舎で業務を開始して、既に7カ月が経過したところでございます。

ワンフロア化の現状につきましては、議員もご指摘ございましたけれども、市の産業経済部におきましては、マーケティング推進課、観光物産課、商工労働課、企業誘致室が1階にございまして、その3課1室と同じ業務を所管する県の平鹿地域振興局総務企画部も同じ1階にございます。また、市の農業政策課、農業振興課、農林整備課の3課が3階にありますが、その3課の業務に対応する県の農林部も3階にあるわけでございます。市の建築住宅課は2階にございますが、県の建設部と隣接しているという状況でございます。以上のことから、事務事業の内容からすると、県平鹿地域振興局庁舎の各階におけるワンフロア化は符合いたしておりまして、機能しているというふうに思っておるところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、産業経済部が1階と3階にあることから、部組織として、管理体制や連携、情報伝達などは少し窮屈な面はあると思っております。

市の立場からいたしますと、産業経済部がまとまりのある例えば2階、3階にあつて、県の機能もそれぞれにマッチしたワンフロア化が理想でございますが、相手方、県の組織機構等の運営方針もあるわけでありまして。機能合体の本質は市民サービスの向上でありますので、創意工夫して現状の課題の解消を図り、より一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。部長決裁の拡充などにつきましては、今年度の機能合体の検証を県と合同で行いまして、行政改革、あるいは機構改革も念頭に置きながら、県との機能合体のモデルとして先進的な取り組みを強化、改善してまいりたいと思っております。

この項の2つ目の事業効果と今後の方向性についてのお尋ねでございますが、この機能合体の最大の効果は、県と市、相互の情報共有が図られるとともに、県の施策、事業の動向がダイレクトに伝わってくることにより、県の制度、事業の活用や連携を円滑に進めることが可能となったことでありまして、また市民や事業者に対してワンストップによるサービス提供、支援などが可能となったことでもあります。

具体的な例を申し上げますと、マーケティング分野では、これまで県が培ってこられた伊勢丹であるとか美彩館であるとか空港などを活用することが可能となったことや、商工分野では県の東京事務所などからの情報がリアルタイムで入手でき、企業に対して県と市がそれぞれの支援制度などを提供することが可能となったこと、また農林分野では、今年の雪害対策において県との情報交換がスムーズに行われ、県と市が足並みをそろえた対策が実施されたことなどの例が挙げられるところであります。また観光物産分野では、県からの職員派遣と交付金によりまして、平泉を初め、広域的な観光連携に対する取り組みを強化できたことなどがございます。

課題としては、ハード面では、全体の事務スペースが狭く、相談や全体会議を行う場所が不足しており、相談に来たお客様などに対してご不便をおかけしたことや、ソフト面では、機能合体初年度ということもあり、収集、共有された情報を十分に施策事業に反映するには至っておらず、県事業と市事業を一体的に遂行できない面もございました。これらの課題を解決するために、今後実施すべき事業のすり合わせと再構築を検討してまいりたいと思っております。

この項の3つ目、JA営農部との連携についてでございます。

議員のご指摘にもございましたとおり、農業政策におきましては、県と市、JAが連携強化し、また執務場所も含めて、それらが効果的、効率的な業務を行えることが理想の姿だと考えております。しかしながら、県の振興局庁舎を間借りしている市といたしましては、県の組織機構のこともあり、大変デリケートな問題でもございます。JAの総意として営農部を県平鹿地域振興局に移転したいという要望であるならば、農業振興及び農家へのサービス向上の面から、機会をとらえまして県へお願いしてまいりたい、そのように存ずる次第であります。

大きな2つ目、地域局の役割分担等々についてのお尋ねがございました。

その中の1点目でございますが、ご指摘を待つまでもなく、地域局は住民の最も近くにあつて、行政サービスの最先端と位置づけております。その組織を統括する地域局長には、地域の実情に精通し、人望やリーダーシップという点で高い資質と、市全体の進むべき方向を理解し、市役所内外との連携をとっていける人材を配置いたしております。また、市役所の最高決定機関であります政策会議メンバーとして、同様の責任や権限を有しております。地域局の業務は、ほかの部などとは違ひまして、予算や事業がそこで完結することが少なく、組織的に特定の部の傘下に位置づけられているというものでもありません。職員、あるいは地域局みずからの判断や知恵を出し、さまざまな部署と連携し合い、地域課題の解決やサービスの向上、市民協働などに取り組むべきものと考えております。

ご指摘のように、局長を部長級にというのも一つの案ではございますが、現在は業務別に部長を配置いたしまして全体調整できるようにしており、この体制のほうが仕事を進めやすいものと考えておるところであります。

加えまして、地域局が担う重要な業務として、市民の自発的な地域づくり活動と、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるための地域づくり事業がございます。この予算、昨年度、この事業にかかわる地域振興枠予算を倍増しております。この予算、事業執行に当たっては、市全体の振興、発展を図りつつ、いかに個性ある地域をつくり上げていくのか、地域の元気を生み出していくのか、まさに地域を知り尽くしている地域局職員の重要な仕事の一つであります。

また、地域振興、住民サービス向上、災害時の組織連携についてであります。議員が感じ、ご指摘にもあったように、市役所内でいえば本庁と地域局の連携、情報共有、意思疎通が不足していると感じる場面はまだまだ多くあり、特に今冬の雪害、震災発生に際し、そのことの重要性を強く感じたところでもあります。

厳しい財政事情を勘案しても、今後も職員数の削減、行革の推進は必至であります。本庁、地域局、どちらが上でどちらが下という議論ではなく、仕組みや運用、職員個々の考え方が重要であり、地域や住民のためということを考えれば、おのずと答えは出てくるはずであります。今現在も各部と地域局間で定例の課長会議を開催したり、必要に応じて担当者会議などを開催し、進むべき方向や事務事業に対する相互理解、課題解決に向けた取り組みを強化しており、庁内ランシステム改修による情報環境の改善なども図っているところであります。議員のご指摘を受け、今後さらに情報共有や効果的な意見交換

の場をつくるなど、それぞれの役割や住民のための組織のあり方について検討してまいり所存であります。

大きな3番目の指定管理者制度についてでございます。

まず1点目でございます。

指定管理者制度につきましては、社会福祉施設や各種会館など公の施設の維持管理について、株式会社やNPO法人など民間事業者の有するノウハウ等を活用して、施設利用者に対するサービス向上や管理に要する経費の縮減を可能にするため、平成15年の地方自治法改正により、本市では平成18年度から導入いたしております。

現在、本市では130の施設に制度を適用しておりますが、中でも道の駅十文字は年間70万人が施設を訪れ、農産物の直売などに大変なにぎわいを見せております。また、平成20年の更新時には約220万円の経費が縮減となるなど、制度がねらいとする効果は一定程度出ているものと考えております。一方、問題点としては、施設の維持管理が管理者任せになりやすく、詳細な管理内容の把握が難しくなり、また施設修繕の実施主体があいまいになるなどの課題があるものと認識しております。

今回の更新における指定管理者の選定に当たっては、施設の機能別に3つに分類いたしました。1つ目は、農村公園などのコミュニティー施設は、その地縁の団体が管理することが適当であること、2つ目に、温泉施設や道の駅を管理する第三セクターについては、そもそも会社自体が当該施設の運営を目的に市の責任において設立した団体であることに加え、現在温泉施設において直営施設を含めた見直しを行っている段階であり、個々の第三セクター継続の是非を問う状況に至っていないこと、3つ目に、社会福祉施設については、管理者の変更に伴う利用者の影響などを勘案して、非公募としたものでございます。

また、指定管理料につきましては、申請者に対し、経費削減について理解を得ながら、低コストで高いサービスを提供するための観点から、関係する施設所管課、総務課、経営企画課、財政課において協議を行い、金額を決定したものであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり改善すべき点もございますので、施設の設置者として運営や維持管理の状況を管理者とよく協議しながら、よりよいサービスの提供に向け、チェック機能を果たしてまいります。

特に指定管理者の選定については、公募された施設は全国的にも約36%にとどまるなど、選定に関する課題が指摘されているところであります。市といたしましては、主に複数の申請者があった場合に設置することができる指定管理者選定委員会を活用して、公募によらない場合でも管理者選定の透明性が確保できるように検討してまいります。

この項の3番目に特別養護老人ホームについてのお尋ねがございました。

現在、特養6施設を指定管理で委託しておりますが、そのうち4施設が平成25年3月で、残りの2施設が平成26年3月で指定管理にかかわる基本協定の期限が切れます。このため、現在、担当課であります社会福祉課、高齢ふれあい課において、更新時の方向性を検討するための情報収集を始めているとこ

ろであります。その中では、将来予定される大規模修繕等にかかる経費や、その財源問題といった課題がございます。今後これらを整理しながら、果たして指定管理の継続がよいのか、無償譲渡が望ましいのかといった問題も含め、総合的な検討を行ってまいります。

なお、この問題につきましては、更新期が来年度末に迫っており、早期の判断が必要と考えておりますので、来年の6月ごろまでには一定の方向性を出したいと考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） いろいろとご答弁ありがとうございました。

まず、1点目の県との機能合体について伺いますけれども、私どもに最初提案されたというか説明された際には、市が中心となるといいますか、市長のほうから自分たちがリーダーシップをとっていくと、それで県のほうにいろんなことをお願いしていくと、そういうふうな私はイメージを持っていました。要は、市の都合でいろんなことが成り立っていくものと思っておりました。

ところが、今のご答弁のように、本来の我々の部のほうが分断されて、それで向こうのほうに入っていく、物理的な問題でそうですけれども、そういったことから、結論から申しますと、先ほど市長が来年の課題というか、今後の課題に挙げられましたように、なかなか事務政策上のすり合わせができなかったということも、物理的な問題もありますし、本来的な中身の話がなかなか余りできなかったのではないかと、そのような感想を持ちましたけれども、どうも本当に知事と例えば話し合われて、横手市が全県初の機能合体を果たしたということで、市のほうの都合を県が認めていただけというか、県がよく聞いていただけると、そういうふうな仕組みであると思うんですけれども、その点いかがなんでしょうか。やっぱり向こうが、待ってくれ、あんた方はおれらの言うことを聞けばいいんだと、そういうことなのか、どういうことですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 決してそういうことではないんでありますが、県は県の予算で県の政策方針に基づいて動いているわけでありまして。私どももまた同様であります、私ども独自に。そのすり合わせをする中で、同じ方向を向いているわけでありましてから、そごのないように、住民サービスに直結する話でありますから、一生懸命やりましょう、一緒にやりましょうということではあるんでありますが、どうしても予算が全面的に市に運用委託されているわけではない現状、あるいは県の政策は厳然として存在する中では、完全に一致というのはなかなかまだまだ難しいのかなと思っています。これは一步一步改善していく、積み重ねていくことではないのかなと。

究極の姿を申し上げれば、県がその分の仕事と予算をそっくり市に移譲していただきたい、こういうことではございますが、県は全県的な視野の中での政策と予算づけをしている中で、地域局にかかわる部分をどういうふうに配分するかとなると、それは簡単ではないということがよくわかりました、私どもも。しかし、究極はそうでなくて全面的ということでもありますので、そこに向かってまだまだ試行錯誤

といいますか、段階を踏まなければいけないと思いますが、強く働きかけをしながら、住民にとって最もいいサービスは、一体的に運用されることだということの理解を得る努力をしていきたいと思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 来年度に向けて、市長は今、今年反省を踏まえて、二重行政の無駄というものをごどれほど今回省けたと感想で思われて、それで県に対して今のようなお考えを向けられていく強い決意なのか、その点をまずひとつ伺いたいです。

さらにもう一つは、今日の報道でもありましたけれども、昨日青山議員もありましたけれども、県のほうで新しく観光文化部を創設する、5課1室からなる、総合的に秋田県全体を観光というキーワードで売り込んでいく、そういうふうな仕組みらしいんですけども、2つ目の質問は、地域振興局と機能合体を進めていく上で、今市長が課題として挙げられた、やっぱり県も市と同じなのか、地域局には余り権限がないとか大したことがないような感じで、やっぱり本庁が上といいますか、本庁にきちっと情報が、本庁から伝わってこないとなかなか地域局のほうでは、そこでやろうとしても地域局職員は、これは県の話ですけども、本庁に問い合わせしなければいけなかったり、さまざまな直接伝わらないということがあるわけですけども、そこで質問ですけども、今の観光文化部という、本庁のほうに、横手市も観光を今これから一生懸命頑張っていこうとするわけですけども、地域振興局と進めるのも進めながら、向こうのほうに職員を派遣して、いろいろと情報交換なりさまざまな共有をして、市の施策と県の施策を一致させようというふうな、そんな考えはお持ちではないですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2つお尋ねがあったと思いますけれども、1点目でございますが、今壮大な実験が大阪で行われようといたしておりますが、あれなども非常に刺激的だなというふうに思って、ちょっと遠くから見ておるところであります。大変貴重な例だなと思っております。

そういう点でいえば、知事も多分あの動きについて、橋下さんがやったことに対しての一定以上に評価していたようでもありますので、自分ではできないと言っていましたけれども、見ている方向は同じではないかなと思います。ただ、どういうスピードでやるかということになると、これはなかなか全国さまざまだと思います。

そういう意味では、最終的に、道州制と言わないまでも、国と県と市という三重の構造になっている部分の県というのは何だろうかということにやっぱり行き着く話でありまして、この議論がやはり詰まっていかないと、我々というのはあくまでもごく一部の県との機能合体でありますので、全体像は多分見えてこないなと。我々は積み重ねるしか今のところないというふうに思っていますので、知事とお話しする機会がこの後ありますので、大阪の例を引き合いに出しながら、二重行政の克服、解決に向けて県はどんなスタンスを持っているのかと。我々は、現場でできることは全部現場でやらせてほしいということは申し上げて、これまでも申し上げていましたし、これからも申し上げてまいりたいというふうに思います。

それから、県が新たに新設しようとしております観光文化部については、これは非常にいい考え方だと私も思います。ただ、組織をいじればうまくいくというものでは決してございませんで、これができても今度既存の部と連携というのはまた出てくるわけでありまして。そこをどうするかというのは、組織をつくれればいいという話では決してないわけで、全体のコントロールタワーにおいて組織と組織の間を埋める、連携させる仕組みをどうつくっていくか、これは部設置条例で片づく話でないわけでありまして、これは強い意思がそこに働いて、お互いが部を超えたグレー的に見られる部分をどう埋めていくかという話を共有しなければ、仕事の共有をしていかなければならない、意識の共有をしていかなければならないことだと思います。

同じことは、県の本庁と地域振興局との関係にも当てはまる話で、これは先ほど議員が質問やられました、私も答弁いたしましたけれども、横手市においても第一線の地域局と本庁の各部との連携と、基本的には同じ縮図だなというふうに思っております。これは埋めていく努力をし続けるしかない世界でございます、あくまでも現場での問題意識が大事でありますので、この後何も増えないかもしれませんが、地域振興局あるいは地域局における職員がサービスを提供する方々、受ける方々からどんな考えをくみ取って、それを施策として本庁との協議の中で作り上げていくか、何と申しますか、この決意と工夫と努力がないと、ただスルーするだけの出先では何の意味もないわけでありまして、そういうことは求められると思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） この県との機能合体につきましては、全県の先導的なことを今五十嵐市長がやられているわけですので、ぜひリーダーシップをもって今後とも取り組んでいただきたい、そのように思います。

次に、既に2番目のほうに移っていると思うんですけども、さまざま今市長はご自身の思いを、今の地域局のあり方についてご答弁されましたけれども、そして最初のご答弁でも、決して本庁と地域局が上と下ではないと、お互いにやっているんだと、そういうことであります。これが実際の組織として、今の組織機構図を見ますと、地域局というのは独立しております。どこからも、例えば本庁から線が引いていない。私は組織機構図がどこにあるのかなと思ってネットとかで調べたんですけども、なかなか見つからなくてお話を伺いましたら、地域局というのは独立している、そういうお話でした。独立しているんだけど、実際には、先ほど市長がご答弁されましたように、各担当部局からいろんな線が地域局の担当課のほうに伸びていって、それぞれ本庁主体で事業が進められていて、それが地域局があらゆるところの関係するところに線が結びついている、それで仕事が進められていると、そういう状況だというふうに私は伺いました。

実際には、独立していて、それで機構図としてはさまざまな線がないにもかかわらず、今は仕事を進める上では線があると。独立していると言いつつ、地域局はどこに位置づけられているというか、仕事を進める上であいまいな状況なんです。ですから、市長はそんなことは関係なく仕事を進めるべきだと、

住民本位で進めなさい、そういうふうにお話しされておりますけれども、そうなりますと責任の所在が今の進め方でははっきりしないので、判断が不十分なことが多いと私は見えています。本庁のほうでこういうふうにやったほうがいい、でも、地域局でそれを進めるときにやっぱりちょっとおかしいと、このままじゃちょっとまずいんじゃないかとか何かということが、なかなか地域局の意見が本庁のほうにいかない、そういうことが今起きていると思います。今の機構で独立しているということであれば、地域局長に権限と責任があってしかるべきであるし、そして地域局長の権限に伴う判断があって地域局の発展に結びつく、そのように感じます。

例えば具体的に今、地域局は独立しているにもかかわらず、そして仕事を進めるといっても、地域局関連の予算の査定というのは、今地域局長ではないわけです。みんな担当部署のほうで査定されている、予算につきましても。それでいて、独立しているんだからあんたたち頑張ってくれというふうな市長の思いと、組織を動かす上で、今だからその辺の責任の所在ですとかがあいまいであるし、しかも判断がなかなかできかねるというちくはぐな状況なんじゃないかと思っておりますけれども、その点いかがですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 組織図的に見れば、地域局は支所ではありませんので、独立した存在だということは組織図の中に明記しているところでございます。ただ、日常的な業務につきましても100%地域局が実は担っているわけでありまして、実は組織図にはそう書いていませんけれども、100%担っている地域局の各それぞれ3課の職員が担っていることに対する情報提供だとか連絡調整だとか、さまざまなサポートをするのが実は本庁各部各課なわけで、したがって本庁の仕事の下請をしているなんてことは決してあるわけでもなくて、本庁は地域住民の皆様、地域局の所管する3課の住民の皆さんがする仕事に対して地域局の各課がしやすいようにするのが、本来的な建前でございます。上では絶対ない、もちろん下でもない。

その辺は、我々にしても、支所ではないもんですから、そういう組織運営をした経験が今までございませんでした。実質的には平成18年からほぼこういう仕組みでスタートして、試行錯誤しながらやっておりますけれども、そういう意味ではまだまだ試行錯誤しなければならない部分はあるのかなと思います。

ただ、一番言えることは、これは議員のご指摘もあったとおり、本庁がさまざまな関連する機関、団体からの情報を得ながら、予算原案をつくる権限を持っている中で、市全体を網羅する政策をつくった中で、実践はみずからやっていないという状況にあるわけです。地域局がすべて担っているというところで、地域局の関係所管課との連絡調整がまだまだ不十分だということに尽きるのかなと今のところ思っています。これをどうするかについては、まずまめにやるしかない、とにかく。具体的に言えば。それで、タイミングを間違っただけとはいけないということに尽きると思って、そういう指示はいたしております、日常的に。しかしまだまだ足りないことも事実でありまして、そういう足りないあちこちのほころびが多分議員の目にも触れることが多くあったと思います。できるだけそれが市民の皆さんに迷惑とならないように、ほころびとならないようにしていく努力をこれからも積み重ねた中で解決してまいりた

いというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 市長と思いは多分共有できているものと思います。あとは、それを行うための手段といいますか、それが私の提案と市長のお考えがまだ一致しない、それがあると思いますけれども、今市長がご答弁されておりましたように、本来は住民に一番密着している地域局が、ネットワークも持っているし、さまざまな施策を進める上でなくてはならない存在でありますし、ここがいろいろこうした、ああしたいというのを本庁がサポートしなければいけないと思います。今市長がご答弁されたとおりだと思います。

だけれども、それができないというのはなぜかという、ここです。それは市長は今連絡調整がなかなかとれていないと。私は前にもそのことはお話ししましたが、あとはお互いの職員同士の思いが相手に伝わっていない、いま一步相手にやってくればもっとスムーズに行くんじゃないか、私もそう思います。ですけれども、それだけじゃもう、1,000人を超える組織の中で、8地域局を抱えて、それで行革を進めていくと、こういう今の現状の中で、なかなか、もっと仕組み的にきちっと根元的に変えていかないと、市長の思いがなかなか伝わっていかないのではないのかなと。

それで今回私は提案させていただきましたけれども、先ほど市長が大阪都府のお話をされましたけれども、私もあれをほうと聞いておりましたけれども、結局、部長職というのは、何十人以上いなければ部長職じゃないとかそういうことじゃなくて、例えば今市長の施策を行う上で、地域局長を例えば部長に、今のままで部長にしておいて、それで地域局それぞれの均衡ある発展、それで特徴があるところ、あなた方やりなさいよといったときに、じゃ、一生懸命やるとやるときに、やっぱり今の担当の人数とかさまざまなところでは足りないわけです、恐らく。そのときに、じゃ、本庁のどこそこの部門でこれをやってくれ、これをお願いできないかとか、さまざまなことが逆に、並べると、そういった例えば政策会議の協議の場でも、うちの地域局ではこういうことをやりたいから、あんた方の部署のこういったところで協力できないかとか、そういったことが逆にこっちから提案できるんじゃないかなと思います。

今ですと、先ほど壇上から述べましたように、都合よく使われているようにしか思えない。本庁の行革が進み過ぎていて、もうここだけで頭でっかちで、ここでやると言ったんだけど、結局何かというと全然途中でわけがわからなくなっていて、やるのは、市長が言われるように、予算を執行しているんなことをやるんですけれども、実際やるのは地域局がやっているわけです。ですから、この仕組みを変えるためには、今私が述べましたように、人数はそのままいいですから、部長職として責任と権限、そのかわりしっかりとやってもらわなければいけない。地域局の発展のためにやってくれと。

しかも、住民から見ますと、いまだに地域住民の方々には市長代理としての見方も相当しております。市長もお忙しい、副市長も忙しいですから、なかなか行事、こちらが主体、あるいは来賓で呼ばれても、お三方が全地域を回るわけにいかないです。局長が代理として出席することは大変多いです。そういう

中で、やっぱり合併してまだといいますか、もうですかね、6年ですけれども、地域局長というのは住民からするとまだ特別職のような、市長代理としての見方もやっぱりしているんです。しかも、そういうことで出席しなければならないこともあるわけですから。

その辺が、市長の思いをなし遂げるために、役職をきちっと、責任と権限を与えて、それで進めるべきではないかと。それで、もう一度今繰り返しますけれども、こちらで、地域局で企画立案したことを本庁が手伝ってもらい、そういった仕組みのためには権限と責任を与えるべきではないかと、そういうことですが、いかがですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私の考え方は今のところ変わっておりませんが、地域局が所管する地域に住む住民の皆さん、皆さんは市民なわけですし、市民の皆さんにあまねく公平なサービス、プラスその地域独自の特色あるサービスを提供するために地域局というものはあるわけで、庁舎があるわけじゃなくて、地域局という組織があるわけで、各3課の人間は本庁との緊密な連携の中でそれをやっているわけでありまして、地域局長というのは、組織的にはどこにも属さない、そういう意味ではどこにも属さない、本庁のどこにも属さない人間であります。その地域、エリアの中で全体を見とどりするというふうな位置づけでございます。

したがって、特定の権限がそこにあるわけではないわけでありまして、特別な権限が。そういう意味で言うと、地域におけるあらゆる地域の情報を収集したり、連絡調整したり、本庁との橋渡しをしたり、ある意味では組織図になかなか書きがたい位置づけであります。したがって、組織図上も、指摘のとおり、これでいいかしらというような組織になっているのはそういうことだと私は思っています。そういう意味では、今までそういう組織はなかったわけですから、作りがたかった。ですから、今でも課題だと思っています。どうしたらいいかというのは、正直申し上げて、なかなか私自身も腑に落ちないところがあります、自分でつくっておきながら。

だけれども、地域局長の位置づけというのは、そういう位置づけであります。非常に微妙な位置づけといえども、しかしとても重要な位置づけであります。ご指摘のとおり、私、あるいは三役が行けないときには、局長を私の代理として出るように指示いたしました。私の代理でありますから、私がふだん考えている範囲のことをメッセージを伝えるときは言うようにと申しております。自分で勝手なことを言うなと申しております。申している職員はいませんが。

ですから、言ってみれば、私の代理ですから、私に属する人間であります。現時点でさまざまな組織は縦割りで動いていますので、残念ながら。そういう中であっては、現在の仕組みからいうと、部長にしなければならない理由はない、そのように考えているところであります。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 市長が今、最初私がそこで言ったように、今ある組織が完璧だとは思っていないという、これは共通認識であると思います。もう一度繰り返しますけれども、やっぱり市長の思いを

伝えるための今の組織の体制ではないということをぜひ、組織機構として、それをぜひまず市長にはもう少し、来年の4月まで、3月いっぱい考えていただいて、お願いしたいと思います。

もう一つ私が述べたいのは、合併して、ほとんどの方々が合併前から議員とかをやられている方ですけども、合併協議会において、いろいろと今のインフラ整備、合併特例債の使い方ですとか、さまざまなことが合併協定書の中に盛り込まれて、それが実施計画になって、今さまざまな、あともうちょっとで終わる学校建設ですとか、さまざまなことが間もなく終了しようとしています。

その中で、今、市の中心部は、この間10月1日の東西自由通路におきまして、ほとんど横手市の都市機能としてのインフラ整備というのは今終了しました。合併前から旧横手市の交流人口、あるいはさまざまな買い物ですとかそういった経済効果を与えているというか、そういった人たちはどこから来るのか、だれなのかという話があったと思います。それは、ほとんどが周辺の地域、今8市町村が合併した7町村の人たち、横手市内だけじゃない、横手市内のそういった都市機能とかさまざまなものをインフラ整備を利用して周辺の人たちがそこに交流していると、そういう状況である、これは市長も同じ認識であると思います。その上で、均衡ある発展を目指して、特色ある地域局をつくってくださいと、これは市長がずっと合併以来述べられています。

それで今二千何百万円なりの元気な地域づくり予算とかがあるわけですけども、それでいいのかという話です。それをやっているから、権限もないし、権限は今のところいいでしょうと、本庁からのやり方でいいということでは私はないと思います。やっぱり市長が感じられていることのように、6年間こうやってきて、やっぱり地域局はどんどん、地域局というよりも横手市全体がなかなか元気がないような状況にあるわけですけども、合併して、今こそ中心部のインフラ整備が終わって、これを生かすべくは、地域局の発展なくしては私は横手市全体の発展はあり得ないと思います。せつかくしかもこれだけ大型の公共投資を率先していち早くやったわけです。もうできました。これを有効に使って横手市を発展させるためには、周辺にもっと目を向けて、周辺の発展なくしては市全体の発展はないと思います。その先導役が、やっぱり地域局長に私は権限を与えて、さまざまな立場を与えて、責任を与えて、判断を与えて、そして本庁に足りない部分を補ってもらう、そういう仕組みが最もいいのではないかと、重ねて質問ですけども、市長のご所見を伺います。

○佐藤清春 議長 市長。時間が過ぎておりますので、手短にお願いします。

○五十嵐忠悦 市長 今、多分議員は意識しないで間違っただと思うんですが、地域局の発展というふうにおっしゃいました、2回ほど。地域の発展の間違いだと思いますが、でも気持ちの中に多分そういうことも多分あるんだろうと思います。

ということを少し含みながら、私もやっぱり地域の発展というのは物すごく大事で、それこそ地域づくり予算を2億円にしたのはそういうことでありました。これは、地域の人にまちづくり、その地域が抱えている課題の発掘と政策化をお願いしたいということでありました。私は事務屋にお願いしたいと思いませんでした。局長は事務屋であります。職員は全部事務屋であります、基本的には。肩書きがど

うあろうとも、事務屋には難しい時代だと思っています、音頭を取るのが。会議の進行はできるでしょうけれども。そういう中で地域づくり協議会に実は大きな期待をかけてやってきたわけであります。

これからどういう形で発展していくのいいかは、私もなかなか判断がつかないところがございませうけれども、地域それぞれの発展は、地域局長を部長にして、地域局が発展することでは絶対イコールじゃないと私は思っています。まさに住民主体でやっていくための新たな組織づくりもあるいは視野に入れなければいけないかもしれません。橋下さんがやろうとしている公選制というようなこともあるかもしれません。それはわかりませんが、横手市においてはまだわかりませんが、なかなか議員がおっしゃるような形でやって解決するとは、今の段階では私にはなかなか思いつかないところがございます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後 1 時 20 分といたします。

午後 0 時 0 5 分 休 憩

---

午後 1 時 2 0 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 高 橋 大 議員

○佐藤清春 議長 12 番高橋大議員に発言を許可いたします。

12 番高橋大議員。

【 1 2 番（高橋大議員）登壇】

○ 1 2 番（高橋大議員） お疲れさまでございます。

12 番、会派さきがけの高橋大でございます。

午前中の一般質問におきまして、佐藤誠洋議員からも県との機能合体についての一般質問がございましたけれども、私も、10 月上旬ごろだったと思いますけれども、産業経済部に自分が欲しいデータがございまして、それをもらいにいこうかなということで、前もって電話をして資料を用意していただこうと思ひまして、それで電話しようとしたところ、自分の携帯電話には旧増田地域のところに本庁部局があったころの番号しか携帯に登録されておらず、それで困ったなと思ったんですけども、そうだ、平鹿地域振興局の番号が登録されているので、そちらのほうにかけて、それで内線で回していただくという思ひで、平鹿地域振興局に電話してみました。そうしたら、内線ではつながっておりませんので、丸々の番号にかけ直してみてくださいというふうに言われました。10 月ですのでつい最近のことですけれども、住民目線からいくと、たかが内線といっても、ハード面からまだ機能合体というのができていないのかなと思われてしまうと思ひますし、その点の配慮というのもこれから考えていくべきではないかなと。ですので、佐藤誠洋議員の指摘というのは的を射ていると思ひますし、今後もそ

れを踏まえて、機能合体をより強固なものにして、極力市主導でやれるような努力をしていただきたいものだと、私の雑感でございます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

質問は、自治基本条例制定についてのみといたします。

この件につきましては、さきの9月定例会におきましても土田百合子議員が質問しております。その際に出された質問と重複する部分もございますが、まだ、自治基本条例の制定につきましては、住民の多くが関心がないとか、知らないという方で占められている現状もございますので、告知の意味も含めまして答弁していただきたいと思っております。

さて、地方分権を推進していく中、横手市において最高規範性のあると言われている自治基本条例を制定したいという気持ちは何となくわかる気もいたしますし、制定されることそのものに問題があるとは思っておりません。

しかし、もともと国の最高規範である日本国憲法が存在する中において、そもそも法律にのっとって制定すべき条例の一つが最高規範ということ自体が不適格でありますし、数ある条例の中でその上位に位置づけられる条例を制定するという事は、法律上も認められていないはずであります。一つの条例の制定により、その条例の趣旨にそぐわないほかの条例を一方的に廃止させるなどということぐらいできないことは、だれでも理解できることであります。条例に最高規範という文言が入ること自体がおかしいということも、だれもが理解できるはずであります。

ただ、条例制定の検討に際しまして、自治基本条例を一言で表現する適当な言葉が見つからず、仕方なく最高規範性という言葉で表現してしまったんであろうかと、私はその意をくんでいるところでもあります。この条例を一言であらわすのであれば、私なりにあらわすのであれば、尊重すべき規範、及び尊重すべき義務のようなあらわし方が妥当なようにも思います。

私は、当条例の位置づけとして、例えの表現としての最高規範性があるとうたう以上は、条例の内容を十分に吟味し、その内容が住民自治の否定、議会や行政の軽視につながることはないよう注意しなくてはなりませんし、憲法については改正していくべき点もあろうかとは思いますが、法治国家でありますので、現行の憲法を最高規範として遵守しなくてはなりません。故に、憲法の規定する地方自治の趣旨に従う形でこの議論を進めていただき、議会に提案していただきたいものと思っております。

私自身、横手市の制定しようとしている自治基本条例というものをよく理解できておりません。素案の策定に向け動き始めたばかりでありますし、条例案が議会提案される前段階までにはまだまだ時間を要するわけですが、提案内容が煮詰まる前のある程度のことを理解いたしたく、以下の質問をいたします。

- 1点目、自治基本条例とはどのようなものか、またその必要性について伺います。
- 2点目、検討委員の構成人数の妥当性について伺います。
- 3点目、検討委員会の進め方とスケジュールについて伺います。

4点目、いわゆる市民の定義をどう認識しているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくご答弁お願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 自治基本条例についての1点に絞ったお尋ねでございました。お答え申し上げたいというふうに思います。4点ございましたけれども、一括して答弁申し上げたいと思います。

国におきましては、地方みずからが地方の課題に責任を持って取り組む、環境整備を目的に地方分権、あるいは地域主権を強力に進めるためのさまざまな検討を重ねておられるわけであります。私は、地方分権が進み、地域自治意識が高まりつつある現代においては、自分たちのまちづくりや地域の課題は、自分たちが主体的に話し合い、自分たちで決定することが重要と認識しており、まちづくりの主役である市民の皆様と議会、行政がお互いに協力しながら、横手市の未来図を描く必要があると判断しております。

自治基本条例は、市のまちづくりの理念や市民参加の方針などについて明文化を図り、市民の皆様や議会、行政の責務・役割などを規定し、市の施策決定やまちづくりへの市民の皆様の参加をルール化するものであります。市の将来を決定づけるまちづくりの方針が、市民の皆様と議会、行政との協働により実現されることを明確にするためにも、その基本となる条例が必要と考えております。

そのような中において、市では、今年6月、20名の市民の皆様からなる横手市自治基本条例市民検討委員会を立ち上げ、条例の素案策定に向け鋭意協議検討を重ねていただいているところであります。協議においては、委員20名のみの議論では市民の皆様の理解が得られないのではないかと懸念が表明され、素案完成前の一定の方向性が定まった時期に、さまざまな分野でご活躍の方々や、あらゆる年代の市民の皆様と意見交換を行うほか、フォーラムや講演会等の開催によりまして、広く条例の趣旨を徹底する機会を設定したいと考えております。

現在、市の施策に関する具体的な課題の抽出や、その解決手法についてご協議いただいているところであり、市民の皆様からの提案事項についても、素案に反映させる方針といたしております。市民に関する定義につきましても、今後、市民の役割や責務をご検討いただく中で具体化することとしており、市といたしましても、関係法令との整合性なども勘案しながら、最終案をまとめたいと考えております。

なお、多くの市民の皆様の意見を素案自体に反映させるプロセスとしたことから、素案の完成時期を平成24年度の夏ごろと想定しております。議員の皆様には、中間報告の機会を設定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） どうもありがとうございます。簡潔でありがたいんですけども、何か物足りない部分もあるご答弁をいただきました。

まだ骨格すらできていないので、その程度の答弁にとどめているのかなとは思いますが、まだ協議の内容を詳しく私は聞いていたわけではないんですけれども、ほかの先行して基本条例を制定した市の事例を見ますと、最高規範をうたっていたり、横手市のホームページを見ましても、最高規範性のある条例という説明の文章が載っておりました。

そして、たまたま私が接する市民が偏っているのかもしれないですけれども、ほとんど関心がないとか、話題にすら上らないというのがこの条例でありまして、それで、果たして、自分としては、今横手市においてこの条例が必要なのかなという疑問とか、そういうのがあるわけでありまして。

そして、そもそも日本国憲法が存在しておりますし、法律も存在していく中で、新たに市独自のといっても、あくまでもその範囲の中でしかやれないのが行政、自治体でありますので、それを新たにちょっと明文化するといっても、書ける内容というのは本当に限られてくるのではないかなと思います。

ただ、ほかの市町村を見ますと、いっぱいいろんな条項が敷き詰められているような条例でありまして、それはいろんな法律とかそういうのにも重なる部分が多々見受けられるんですけれども、横手市はそうなるのかならないのかわからないですけれども、ただ、昨日齋藤光司議員が空き家条例の件について質問しておりましたけれども、その際に齋藤議員は行政代執行について条例に明記すべきということをおっしゃっていましたが、市長ご自身は、行政代執行法という法律がそもそもあるのだから、わざわざ横手市の条例で載せるまでもないと昨日おっしゃっておりました。なので、私にしてみれば、日本国憲法とか法律がある中で、もう既にあるじゃないですか。なのに、わざわざ横手市が最高規範性があるという条例をつくる必要があるのか。昨日の齋藤光司議員の質問に答えた内容とちょっと整合性がとれないんじゃないかなという思いがあります。その点についてご答弁をお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 昨日の行政代執行に関しましては、私どもが制定する空き家条例以前にそういう根拠法令があるということで、その必要はないというようなことを申し上げたところでございました。

私どもが目指す自治基本条例というのは、憲法であれ地方自治法であれ、さまざまの中でいろんな場面場面で表現されているものでありますが、近年の地方自治、あるいは地方分権、あるいは地域主権の流れの中で解釈が少しずつ疲弊してきているのではないかと感じております。

そういう中で、横手市においては自治のあり方はこういう方向を目指すべきだという一定の方向性は、やはりお互いの約束事として、市民の皆さん、議会の皆さんと取り決めする必要があるだろうというのが私の認識でありまして、特に最近のさまざまな課題を抱える中で、市民の皆さんの地方自治運営に対するご批判が強いわけでありまして。そして我々のまたそれに対する説明責任をもっと徹底しなければならぬとか、あるいは住民の皆さんが、投票条例にもあるような、参画の仕方も変わってきているわけでありまして、これをもろもろ整理するために、やはり規範となる条例は必要であるというのが私の認識でありまして、従来さまざま法律で規定されているものがあるからそれでよしとするわけには、なかなか行かない時代になったのではないかなという認識を持っているところでございます。

最高規範というのはややオーバーな表現ではございますけれども、横手市における条例のもととなる条例と申しますか、そういう意味では議員がご指摘された尊重すべき規範というような言い方でありませぬけれども、そのほうがむしろ近いのかもしれないけれども、意気込みとしては最高規範だという意気込みを持っているところでありませぬけれども、やはりここから物事を考えていかなければいけない、こういうふうなことでございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 意気込みとしての最高規範だということで、私の言う尊重すべき規範というか、そういうほうが何となくニュアンスとしては正しいというように言っていたので、まず意見は一致しているのかなというふうに思ったところでございます。

全くちょっと何もできていないところからの質問ですので、全く無計画な再質問になるんですけども、先ほど投票の話とか、あと住民参加のあり方とか、さまざま変わってきている、それは我々も、議会のほうも感じております。何か施策をやろうとするときは諮問委員会とか協議会とかを立ち上げて、そこでもんでから上がってきたりとか、そういったことも最近が増えてきておりますので、そういう意味では自分が町会議員のころとはまたちょっと違ってきているのかなと思います。

ただ、やっぱり現行の二元代表制というのがあるわけですし、今直接民主制をとっているわけではないので、やっぱり現行の二元代表制をいかに機能的に遂行していくかということが、自分は大事だと思うんです。

そういう意味においては、投票のあり方、市民参加というのは一番最初はやっぱり投票に行くことじゃないかなと。なので、市としては、やはりこの基本条例をやるに当たっては、いかに投票に行ってもらおうかということが大事なんじゃないか、原則としては、ですけれども、ここ最近というか、前回の選挙では、投票所を何カ所か削減いたしました。これは、削減して、自分は投票率は増えるということはないかなとちょっとないんじゃないか、逆に減る可能性のほうが高いと思います。なので、そもそも今ある仕組みとか制度の中で最大限住民の意見を反映させるという、まず第一原則は投票だと思いますので、住民参画をしてもらいたいという市長の思いからは、投票所を減らすというのはちょっと整合性がとれないんじゃないかなと思います。

それと、やはり二元代表制をしっかり機能させていくためには、やっぱり立候補しやすい環境づくり、市長に関しては高い見識と強いリーダーシップというのをそなえた方が立候補しやすいとか、やはり議会も高い見識と住民の信託にこたえ得る人がどんどん出られるような環境づくりというのをこそ、二元代表制がうまく機能するんじゃないかなと思うわけなんです。そして、それが機能して、しっかりさえしていれば、やっぱり住民も安心して信託できると思うんです。

ただ、最近、メディアとか通して見ますと、議員は悪くてばかみたいな感じの目線から入っているような感じの報道もなされますし、政務調査費の面でも、我々すら憤りを覚えるような使われ方をして、ちゃんと適正に胸を張って使っていると言える我々がなんか泥をかぶるような報道もなされるわけです。

けれども、まずそもそも選挙に立つ人がしっかりできるような環境づくりというのが必要だと思うんです。それがちゃんと確立された後でやっぱりいろんな住民参画の新たなステージへと出発できるんじゃないかなと思うんです。

まだ、今の現行の仕組みをちゃんと強化するような段階にすらなっていない現状において、ちょっとまだ早いんじゃないかな、この基本条例が。そういう部分もあるんですけども、その点はどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私が考えますのは、現行のさまざまな地方自治体を運営する仕組み、機能が、やはり市民の皆様からするとしっかり働いていない、機能していないというような疑問点がやはり多々あるというふうに思います。それを一つ一つ直していくというのは、当然我々、自治体を運営する側、議会、それぞれ努力を今までしてきました、これからはしなければいけないことでありますけれども、その前に、そもそも住民の皆さんにとって地方自治とは何ぞやということが、変わってきているのではないかという認識がございます。

それは、行政に、あるいは地方自治体にゆだねる住民の願いだとか思いだとかというものが変わってきているだろうというふうなことがあると思います。これをちゃんと受け入れて理解して解決する仕組みとして今あるだろうかということの反省がございます。仕組みとして、あるいは方向性として、今の地方自治運営システムがどうかということをもっと我々は考えなければならぬだろうと。細かい具体的な例えばそれを担保するための仕組みづくりを、それは各論の中でいろいろやらなければいけないわけでありまして、その前にそもそも住民と自治体は、あるいは行政と議会はどんなかわり合いを持つべきなのかというような、そもそもの話がやっぱり明文化されたものとして私は必要な時代に入っているなど。それは、議員ご指摘のとおり、昔の町と違ってきていると、まさにその実感があると思いますが、我々も全く同じでありまして、そういう時代の変遷にあわせて自治基本条例はやはりつくるべきだというのが私どもの考え方でございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 住民の意見をくみ取るなどか、そういうつもりは毛頭ありませんし、我々も住民との意見交換を常にしていかないと次がない立場でございますので、そんなないがしろにするというつもりはないんですけども、そういうもろもろのいろんな思いというのをくみ取る仕組みづくりをしていきたいということなんでしょうけれども、話はちょっと変わりますけれども、検討委員の方の人数が20名と先ほど聞きましたけれども、庁舎建設を考える100人委員会でしたか、正式名称は忘れちゃったけれども、それがあったときは、庁舎建設に関しては100人の委員で建設すべきかどうかとかあり方というのを検討なさった経緯がございましたけれども、今回、この条例の検討に当たっては20名という。それで、ここ最近ですと、潟上市が100人委員会をつくって今検討を始めているというような記事を新聞で見ましたけれども、庁舎建設は100人で今回20人という、その根拠について教えてください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 20名でございますが、現在、団体推薦が13名、それから公募の委員が7名、合わせて20名ということでございますが、いずれ市に設置しておりますいろいろな協議会の標準的な人数を参考にしたということでございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 建設に関することが100人で今回は20人ということが、何でなのかということをお教えください。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 庁舎建設については、合併協議会当時から大きな課題でございましたので、極めて地域性を考慮しなければいけない課題であったと思います。それぞれの地域にお住まいの方の庁舎に対するイメージだとか、そういうものをやはり把握する必要があったということもありまして、多くの地域から、8地域からそれぞれ多くの方々に入っていただく必要性を感じて、何といいますか、100人というのは極めて多いというようなニュアンスを持つ名称でもございますので、そういう意味で、極めて多くの方々、多数の方々からご意見を伺うということで100人の委員会というような、象徴的な言い方もありまして、考え方もありまして、100人で構成したというような経緯がございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） わかりました。では、余り20名とか人数にはこだわりがないという認識だということになりました。

私、常日ごろ怖いなという、怖いという心配、今選ばれている委員の方はみんな見識が高い方ですので信用しておりますけれども、ややもすれば偏った意見になってしまうととか、そういうような危険性があるのがやっぱり、こういういろんな協議会、検討委員会、諮問委員会、直接民主制の部分強く持った方法だと思わなければならないけれども、そのデメリットたるや、市長はわかると思います。やっぱりサイレントマジョリティーというか、声なき大勢の意見というのはその中に含まれているのかというとそれはまた別な話になってしまいますし、そういう意味では、やっぱり直接民主制の部分強めると、どうしても、衆愚政治と言ったらどうなのでしょう、一致するかどうかはわからないですけれども、そういうようなことに行き着く危険性もあるわけです。

なので、自分はやっぱり議員がしっかりしないといけない、選挙で選ばれた人間がしっかりしないといけないという部分を強く持つわけなんですけれども、なので、求められるのはあくまでも、自分サイドからいけば議会の資質向上、議員それぞれの資質向上に尽きるんじゃないかなという部分は強く持つわけなんです。なので、当然いろんな住民からの検討委員会というのは、なくせというつもりはないですけれども、もうちょっとそれぐらい頑張って住民の意見を取り入れようとするならば、それと同時並行として、議会の資質向上のための当局側の配慮というのも必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほど答弁で申し上げましたけれども、委員の方々からも、少人数である、自分たちの意見だけでこれだけ重いものをとというような不安が当然あるわけでございまして、そのために素案がまとまる段階では多くの方々にそれをたたき台として、言葉は適当ではありませんけれども、ぜひいろんな角度からご意見をいただくことが必要だというふうに考えております。そういうプロセスをまた議会の皆様にも中間報告するというので、そういうプロセスを経ることによっていい条例がつけれるものだというふうに思っております。

なお、議員がご指摘ありました議会とのかかわりにつきましては、議会のほうでも議会基本条例が今策定作業を進めておられるわけでありますので、これについては、議員の皆様が全員が協議され、全員総意でお決めになることでもありますので、我々からどうのこうのというのは申し上げる筋合いはないわけでありますけれども、機会がありますれば、こういう私ども自治基本条例をつくる立場からいっても、議会とのかかわり合いも明文化する必要があるわけでありますので、当然に意見交換というのは、今までも断片的にした経緯はございますけれども、これからもできればそういうプロセスを経ながら、どちらもいい条例になるように、そして市民の皆さんに理解されるようなものに仕上げていく必要があるだろうと思っております。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） わかりました。

最後の質問の部分、市民の定義について再質問させていただきます。

本当は自分は一番ここを心配しているところでございまして、なぜかといいますと、もう既に200近い自治体がこの基本条例を策定したとか、しているという状況にあると思うんですけれども、その中でも結構市民に対する定義というのがまちまちでございまして、中には定義を入れていないところもあれば、単純に住民と言っているところもあるんですけれども、とある市を紹介します。市の名前は言いませんけれども、市内在住の人、市内在勤・在学の人、市内で活動する人、市内の事業者・団体、外国人というふうに定義されている、こういうような定義をされている市というのはいっぱいあります。

憲法で国民の定義というのは、国籍法で明記されているように、日本国民は法律でこれを定めるというふうに書いているわけなんですけれども、自分に言わせれば、市民イコール国民だと思っていますし、イコールにちょんちょんが着くんですかね、市民はその市在住の日本国民というのが私の意見なんですけれども、どうも自分の中での常識がほかの市に行くときと全く違っておりまして、ただ横手市も、いろいろなまちづくりとかそういうもののいろんな考えとかを見ますと、市民の定義は必ずしも横手市在住の日本国民とは定義されているとは思えないような内容の部分もあろうかと思えます。ただ、今回の検討委員の方もそういう部分に対してはちょっと迷ってしまう部分もあろうかと思えますので、市長のほうから明確に市民の定義について再度答えていただきたいなと思えます。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 明確にお答えすることは避けたいというふうに思います。なぜならば、せっかく検討委員会の皆さんにいろんな議論をしてもらうわけでありますので、そこに制約を加えるのはよろしくないという観点が一つでございます。

それと、つけ加えますれば、今議員がご指摘あったとおり、いろいろな条例によっていろいろな読み方、解説があるようであります。私は、それぞれその地域が抱えている歴史的なもの、あるいは今日的なものが反映されているからこういうふうに違いがあるんだろうと思います。したがって、違いがあつて普通なのかと思うところもでございます。

現に、私ども横手市においても、これは横手市において市がサービスを提供する相手は決して住民だけではないのが現実でございまして、通りすがりの方も旅行者の方も我々の責務においてサービスを提供しなければいけないものもでございます。そしてまた、外国籍をお持ちの中で横手市民として立派に生計を営んでいる方もおられるわけでありまして、活動されている方もおられるわけでありまして。そういう方々をまちづくりの中に、あるいは行政との参画の中にどう位置づけるかというのは、これはなかなか簡単なことではないというふうに思います。その地域その地域の考え方がやはりあってしかるべきのかなと思うわけでありまして、これ以上話しますと誠に具合が悪いのでこれ以上申しませんが、多くの検討委員の皆さんにご相談いただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） せめて法令を遵守しますぐらいは言ってもらいたかったなど。憲法を遵守しますと。

要は、これは住民投票にかかわる問題であります。やっぱり市民をどう定義づけるかによって投票する方の顔ぶれが変わってきます。中にはやっぱり16歳以上とか18歳以上とか年齢を成人以下にしているところもあつたり、さまざまなわけでありますけれども、私に言わせれば、国民主権という普通に義務教育で社会科でも習うだれもが知っていること、主権は国民にあるという大原則、その大原則を超えてしまっている自治体が現実に存在しているという時点で、やっぱり首相に菅直人さんになるぐらいの国ですから、そこまで来てしまったのかなという部分もあるかと思っておりますけれども、せめてやっぱり地方自治体ぐらいはしっかりしないとこの国はやばいというような思いもあるわけでありまして。ですので、しっかりと憲法を守るという意味では、ちゃんと市民の定義というのを、今検討委員がこれから素案を検討するわけなので、それで明言は避けているとは思いますが、しっかりと気をつけて考えていただきたいなど。

なぜならといいますと、例えばの話でございますが、捕鯨を主に生業とするような方が多い市があるとして。それにかかわる事業者も多い市があつて、そこで、有名なところでいいまして、グリーンピースのような方がその市を拠点に頑張ったと。じゃ、そこで活動する外国人も市民だと定義すれば、その市で生業をしている人が果たしてその生業を続けられるのか。あと、その地域で害獣が発生しましたと。市民は困りました。だけれども、動物愛護団体がそこを拠点に活動して頑張ってくれまして、そ

の愛護の主張が通って駆除できないであるとか、ごみ処理場にしても、ほかの地域からやってきて署名にも名前を書くということとか、主権がいろんな在住者以外に飛び火してあると、平穩無事な何事もないときには本当に何事もないとは思うんですけれども、遠い将来、横手市だってどういように世の中が変わっていくかわからない、どういう事態が発生するかわからないというときに、やっぱりその地域に根ざした住民の意見がちゃんと反映されるような形でないと困ると思うんです。

例に出したのは極端な例ではありますが、そういう意味では、やっぱり最高規範性をうたう条例のつくり方というのは、後でしまったと言うようでは困るので、慎重につくっていただきたいなという。まだできてもないので、勝手にただ自分は想像力だけで心配しているだけなんですけれども、当然、この横手市に拠点を置いて企業としてやっている方、いろいろな奉仕活動でも何でも、NPOでも活動している方、市以外の方はいっぱいいます。そういう方をないがしろにするということではございません。その方々のニーズにこたえるというのは当然必要でありますけれども、あくまでもニーズのこたえ方とか、どうこたえていくか、その選択とか、そういう部分に関しては、やっぱりこの市に住んでいる住民が主権を持たないといけないんじゃないかなど。

なので、市以外の通勤・通学する方とかさまざまな活動をする方、ニーズにこたえること、まちづくりの観点で参加していただくべきですし、そういう方の意見を聞かないとやっぱり住みよいまちづくりにも活動しやすいまちづくりにもならないわけなので、その点は考慮しながらも、あくまでも主権は横手市の住民にあるということをちょっと、それぐらいは多分言えるんじゃないか、共通認識として持つていただきたいなと思うんですけれども、その点、答えたくないと言われれば困るんですけれども、どうかお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 市民検討委員の皆さんはすべて日本国籍をお持ちのここに住所のある方々でありますので、議員がご指摘のような心配は持っていないかもしれません。しかし、ご近所に、あるいは友人にそういう方もおられる場合もたくさんあるわけありますので、そういう方々の日ごろの地域に住んでいるときにまちづくりに参画する考え方だとか意向だとかというのは、やはり聞く機会は大いにあると思います。そういうものもやはり委員の中で十分検討してもらうことがとても大事だなと思います。ここで断定的に言うてしまうのは多分よろしくないことだろうと思いますので、これ以上の表現はできないわけありますけれども、委員の皆様が大いに活発な意見交換をしてもらったり、議論してもらいたいと思います。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） なかなか質問しても答えが返ってこない方に質問するというのはつらいわけなんですけれども、最後に自分の思いだけ伝えて、あと市長の所見を伺って終わりたいと思うんですけれども。

まず、ここ最近、昨日の空き家条例の件でもそうなんですけれども、財産権とか所有権がある、権利

があると言うんですけれども、自分は権利とか自由とかには必ず義務とか責任との両輪でなければいけないと思うんです。やはり財産権、所有権を主張している方、やっぱり納税の義務とか管理責任があったり、言論の自由とかと言いますけれども、匿名で掲示板に投稿するとか、それは無責任発言だと思いますし、権利はいっぱいあると思うんです。あと先ほど言った投票、選挙権、被選挙権、権利はあるんですけれども、投票に行こうと努力する義務はあると思うんです。でも、その義務を果たさない人とか、最近権利ばかりが先行して、義務とか責任がちょっと果たされていない、そういうような風潮がまかり通る世の中になっている中で、やっぱりこの条例に対しては、必ず権利とか自由には義務とか責任がつくという、そういうことをしっかり明記していただきたい。

たしか、どこかの憲法に、財産権とかにも、憲法で、権利は認めるけれども、その権利を濫用してはならないと書いているんです。ですので、やっぱり空き家でも、財産権、所有権、あの状態になってもそれが効力を発揮するというのは、多分権利の濫用だと思います。だって、みんなに迷惑をかけて、だれも得をしている人がいないですから。ですので、そういう方がどんどん増えて、幸か不幸か、本人が望むか望まないか別にして、悪意があるかないか別として、そういうような状況がまかり通っておりますし、そういう情勢が増えてきている中においては、ぜひそういう部分を盛り込むような提案、提案と言っても届くのかどうかはそれは検討委員が感じることなんですけれども、その点について市長の所見をお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今議員から極めて現在の風潮としていかがなものかと思う事例が述べられましたけれども、その多くについては私も危惧する一人でございます。これがどうしてそういうふうになってきたのかとかというようなこともいろいろあるんでありますけれども、我々のつくろうとする自治基本条例については、当然市民の皆様、あるいは我々、議会の皆さんが、それぞれ果たすべき役割、義務は当然その中に明記されなければいけないと思います。どういう表現になるかというのはもちろん私にもわからないんでありますが、選挙に参加するのは当然のことですけれども、そういうふうを書くかどうか別にいたしましても、市民としての責務は明確にしなければいけないことは明らかであろうかと思っております。そういう風潮についても、やはり憂えている方々が委員の中にもおられると思っておりますので、そういう意見も取り入れていただけることを期待したいと思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時15分といたします。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 立身万千子 議員

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

私は、9月議会に引き続いて、市民の願いにこたえる地域包括ケア体制の確立をテーマにして、今回も市長に質問いたします。

いまや、私たち住民を取り巻く社会経済情勢はかつてないほど混沌としております。先日、横手市を舞台にして開催された秋田県種苗交換会におけるさまざまなイベントでも、主催者のJAはもとより、国会議員を初めとした来賓のあいさつが、押しなべてTPP環太平洋経済連携協定参加反対の強いアピールだったことが印象に残っている市民は、非常に多いのではないのでしょうか。今冬の豪雪被害の影響から、果樹の収穫を例にとっても昨年に比べて半分にも満たない収量であり、家屋の被害も修復できないまま冬の季節を迎えた世帯も数多くあります。大震災、津波被害、原発事故と続けざまの災害からの復興という名のもとに、税と社会保障の一体改革が住民の願いとは逆の方向に進められつつある現状で、中央政府に反対表明することはもちろんですが、そればかりでは市民生活に覆いかかるたくさんの問題を打開できません。横手市としてできる施策について、可能な限り創意工夫をこらして実現させなければならぬと考えます。

さきの9月議会では、地域ケア体制、とりわけ高齢者の福祉施策について、運営協議会の審議途中とすることによって、素案待ちの答弁を多くいただきました。今議会では審議結果の答申が発表されましたので、さらに具体的なお答えを期待するものです。

市民の願いとはこの町に住むだれもが安心して生きていけることであり、その願いを実現するべく、横手市介護保険運営協議会と関係部署スタッフの熱心な調査と検討に敬意を表します。特に、現在の要支援該当者を介護保険給付の対象から除外する懸念のある改正介護保険制度の中の総合事業を第5期計画には盛り込まないことを決定された点について、高く評価したいと思います。また、国が示す地域包括ケアというのは一般的なイメージであって、中山間地域にはなかなかなじまないものとなっていることなどをかんがみて、横手市の実態にあった事業計画の展開を期待するものです。その上で、通告に従い質問いたします。

まず初めに、介護保険料を引き下げる方法はほかはないのかお尋ねします。

市長の所信にあるとおり、保険料の基準について新たに第7段階を設定されたことは、低所得者層への配慮として歓迎するものですが、それでも基準額は4,830円と現行より月額936円引き上げられています。第1段階の生活保護受給者や高齢福祉年金を受給し、世帯全員が市民税非課税の場合も毎月の介護保険料が2,415円になり、それは年間では5,616円引き上げられることとなります。今でさえ税収の落ち込みが問題になっているのに、新年度から料金がさらに引き上げられるとなれば、市民は支払いが容易

ではありません。市民の立場に立って、ほかに考えられる引き下げ方法をどのように検討されたのか、2つの側面から伺います。

1つには、財源をどこから確保するかという課題です。これについて、国は、県で集約している財政安定化基金を取り崩してもよいという通達を出しました。それと、介護給付費準備基金の取り崩し、そして一般会計からの繰り入れによる保険料の軽減、それから国庫負担の拡充、これを国に求めるという4つの方法が全国的に実施されていますが、横手市としてどのように検討されたのかを伺います。もともと財政安定化基金と介護給付費準備基金は第1号保険料の取り過ぎであって、高齢者に返却するのが当然と考えるべきではありませんか。

さらに、独自の軽減については、第4期介護保険制度のもとで実施計画を策定した全国の自治体を見ても、介護保険料で542保険者、これは全体の33.2%、また利用料では168市町村、これは20.4%、ここが独自減免を実施しています。保険料のほうについては、国は、一つに全額免除を禁ずる、二つには収入だけに着目した一律減免を禁じる、そして一般財源からの繰り入れを禁じる、この三つのいわゆる三原則を強調してきていますが、そもそも介護保険は自治事務であって、国の指導は助言に過ぎませんし、実際に2009年の介護報酬引き上げに連動した保険料増額分について国庫補助が実施されており、市町村に対して一般財源からの充当を禁ずるということに整合性がなくなっています。現に、保険料の独自減免を実施している市町村の約1割に当たる55自治体は、その今言った三原則の枠の外での減免施策をとっていることから、横手市も国民健康保険税の負担に直結する介護保険料については、国の縛りを解くべきではないかと痛感しての質問です。

もう一つの保険料引き下げを図る側面は、言うまでもなく、介護給付費を増やさずに済むための介護予防の取り組みです。その重点である健康づくりにおける横手市の施策の特徴をなすのが健康の駅事業ですが、現在のデータをどのように分析され、さらにそれに基づく推進計画をどうつくるお考えかお知らせください。

2番目に、地域における支援体制について質問します。

初めに、高齢者のみならず、乳幼児、妊婦、障害者、外国人といった災害時要援護者についてのリストアップは、これまでの議会で答弁いただいてきました。その時点からさらに進展して、ほぼ完成し民生委員さんが把握しておられると思いますが、これが、災害時だけじゃなくて平常時に活用できていなければ功を奏しないのではないかと思います。この点をどう進めておられるのかお知らせください。

2つ目に、地域での高齢者支援を具体的に進めるために4点質問します。

1点目は、例年取り組まれる雪下ろし・雪寄せ支援事業ですが、昨年の豪雪によって今年度は一層期待が大きいものと思われます。今年度の当初予算は昨年の実績を下回っていますが、これは、昨年余りにも豪雪だったので、国で交付金を途中から手当したということもありまして去年はすごい実績だったんですが、今冬の申し込みの状況と支援の具体策を伺います。加えて、今般県から提起された暮らしの安心サポート推進事業との施策の違いはどこにあるのか、市民にとっては非常にわかりづらいものです

ので、雪の支援についてどう充実させるお考えかをお尋ねします。

2番目に、寄り合い場について、これも県の交付金を活用した地域支え合い体制づくり事業ですが、これを有効に推進する具体策がどのような内容なのかお尋ねします。この事業は非常に唐突な呼びかけであって、申請を検討するいとまがない中で、町内会等々は困惑している状態です。寄り合い場とはいえ、高齢者福祉の費目で支え合い体制をつくるという目的ならば、ハード事業に特化するよりも優先すべきことがあるのではないのでしょうか。県の方針をそのまま市民に対して情報を流すだけでは、せっかくの多額の県費を有効に活用できるのかどうか懸念せざるを得ません。本会議の初日において予算計上に至るプロセスの概要はお聞きしましたが、各地域局や社会福祉協議会等との連携、そして活動するボランティアの確保などはどこまで確立しているのかお知らせください。

3番目に、第5期高齢者福祉計画における宅老所、いきいきサロン、老人クラブ等への支援方法について伺います。これらは社会福祉協議会の事業と密接に結びついており、特に老人クラブは、市報に掲載されたように、大切な役割を担うものの加入者の減少が続いている状況です。しかし、介護予防の重要施策になるものですから、この衰退傾向を打開し、充実させるためのしっかりとした支援の方策が必要ではないのでしょうか。市長の前向きなお考えをぜひお知らせください。

4つ目に、運営協議会の答申で提案された買い物支援、移動手段支援について、特に市役所の庁内や市内の関係諸団体との連携をどう進めるのかお知らせください。2010年3月議会で私が質問した際、市長は、いわゆる交通弱者など地域住民の声を法定協議会に反映させ、デマンド交通等を実証実験して、地域にあった交通システムを検証すると答弁されました。その進捗状況も含めて、医療機関の通院だけではなく、買い物や交流など外に出かけることによって心身の健康が増進されたという他自治体の経験もありますので、介護予防の点からも支援の具体策をお尋ねします。

次に、地域における認知症対策について質問します。

認知症の人と家族の会の調査によると、20年前は認知症患者の同居家族は4人以上が7割を占め、介護者が孤立することはなかったが、2010年には4人以上いる家族が2割に減ったとのこと。特に認知症患者と介護者だけの2人の世帯が45.3%に達したという結果があり、日常的に地域で支え合う仕組みを充実させることが急がれます。

先日は山内地域で徘徊見守りの実践が行われました。認知症の徘徊者に対する地域住民の声かけなど、対応の仕方をリアルに学ぶ貴重な体験をすることができました。また、この実践では、市役所の庁内の連携、それとともに社会福祉協議会、地域にある介護施設の職員、民生委員、福祉協力員、そして日赤奉仕団など、さまざまな団体と連携を密にして事業を進めたことに大きな意義があると感じた次第です。

この徘徊見守り事業は、認知症サポーター養成とともに、今後全市に拡充していくことが期待されますが、今年から国のモデル事業として取り組まれている市民後見人推進事業、これについてお尋ねします。市民後見人養成講座が開催されました。しかし、今後の展開や横手市における市民後見制度の展望がまだよく見えてきません。定員を上回るほどに応募された方々は、社会貢献意欲の高い市民であり、

せっかく講座を受講されている皆さんをしっかりと支えフォローしていくサポートシステムの確立を切に要望いたします。市民後見人推進事業について、市長のお考えをお知らせください。

以上が私の通告した一般質問です。

今、国会では、次々と国民に痛みを強いる政策が打ち出されました。限界に来ている国民負担を地方からきっぱりとはねのける動きを展開すると同時に、市民生活を守るかなめになるのが公助を受け持つ行政のはずです。市民とともに力を尽くす横手市の姿が市民に見えてこそ、自助、共助、そして向こう三軒両隣が助け合う近助、これが成り立つものと私は考えます。弱者切り捨てではない市民本位の地域ケア体制をこの横手市でつくるために、市長の明確な姿勢を私たち市民にぜひ見せてください。このことを最後に強く要望して終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1番目でございますけれども、介護保険料を引き下げる方法についてのお尋ねがございました。

まず、財源の問題でございます。

ご質問の1点の財源的な対策といたしまして、財政安定化基金や介護給付費準備金の取り崩しがございます。

財政安定化基金は、予想以上に保険料収納率の低下や給付費の増大に対処するため県に設置された基金でございます。保険者である市は積み立てが義務化されており、これまでに約1億1,000万円を積み立てております。第5期では、保険料の上昇を抑えるためこの基金の一部を取り崩し、保険者に交付することが決定されております。当市には約6,900万円の配分が予定されておりますので、計画素案では既にこれを考慮した保険料案となっておりますのでございます。

介護給付費準備基金は、平成23年度末の残高が約1億1,500万円の見込みであります。これは約5億5,000万円程度の保険給付費に相当しますが、これをすべて取り崩しますと、計画期間中の給付費の伸びなどに対応できず弾力性のない計画となりますので、素案ではこの取り崩しは行わないものとしております。

また、一般会計からの繰り入れによる保険料軽減については、これを適当でないとする国の指導もございまして、市でも行う予定はございません。

この項の2つ目であります。介護予防の重点である健康づくりであります。

保険料を引き下げるもう一つの方法は給付費を抑えることではありますが、必要なサービスを削減することではなく、健康づくりを推進し、元気な高齢者を増やすことが将来的な給付費を抑えるために有効と考えております。このうち、介護予防における一次予防のため、議員のご指摘もございました健康の駅横手トレーニングセンターでは、65歳以上の方を対象にシニアパワーアップ教室を開催しております。平成21年度、22年度では86人の参加があり、そのうち約6割の方が健康の駅横手トレーニングセンター

を継続的に利用しており、運動習慣づけへの効果を発揮しております。また、平成23年10月末までの健康の駅横手トレーニングセンターの登録利用者1,005人の年代別の割合は、60歳代が25%、70歳代が14%、80歳以上が3%と、高齢者の方が利用者全体の42%となっており、高齢者の運動による健康づくりの意識向上の一助になっているものと思われま

す。今後、健康の駅トレーニングセンター利用者の拡大に努めるとともに、一次予防事業の継続とさらなる充実を図り、介護給付費の削減につなげてまいりたいと考えております。

大きな2つ目、地域における支援体制についてでございますが、そのうちの中の1点目、災害時要援護者リストの平常時の活用方法についてのお尋ねがございました。

このリストにつきましては、災害時安心リストとして平成21年から整備を進めまして、現在約1,500名の方々が登録しており、担当地区ごとに各地区の民生児童委員へ配付いたしております。安心リストは、災害時のみならず、平常時からの声かけなど見守り活動に利用していただいております。さらに、緊急時の連絡先、災害時の支援者情報などの登録情報を用いて、要援護者一人一人の避難計画書、私の避難計画と呼んでおりますが、これを作成いたしまして本人へ配付いたしました。要援護者が平常時から防災意識を高め、災害発生時に自分を支援してくれる方と相互に日ごろから連絡を取り合っておくなど、いざというときに備えることを目的に作成、配付したものであります。

市では、地域支え合い体制をつくり、交付金を活用し、要援護者避難支援システムの導入を予定しており、横手市社会福祉協議会がモデル地区で進めている防災マップづくりなどとも連携することにより、自治会、町内会における共助の取り組みの進展につながるものと期待しております。また、各地区で開催されている福祉協力員・民生児童委員合同研修会で安心リストの説明をさせていただいており、リストの対象者でありながら未登録の方々への登録の呼びかけをお願いしているところであります。

この項の2つ目、地域での高齢者支援を具体的に進めるために、都合4点お尋ねがございました。その中の1点目でございます。

雪下ろし・雪寄せ支援事業と暮らしの安心サポート推進事業との施策の違いは何かというお尋ねでございましたが、ひとり暮らし高齢者等の雪下ろし・雪寄せ支援事業は、建設業者やシルバー人材センターの協力をいただき、市が直接要援護者を支援し、冬期間の安心・安全を図ることを目的といたしております。一方、暮らしの安心サポート推進事業は、今年度県の新規事業として立ち上がったもので、住民主体の地域支え合い活動に行政が後方支援を行うための経費を補助するものであります。これは、地域において支え合っていく体制づくりを推進しようとするもので、いわば間接的に要援護者を支援しようとするものです。市では、この事業を活用して除雪機などを購入し、高齢者支援を行おうとする団体に貸し出すことにより、ひとり暮らし高齢者などを対象に、身近なところで支え合っていく地域づくりを目指すこととしております。

この項の②、寄り合い場についてでございます。

秋田県地域支え合い体制づくり事業は、少子高齢化の進展により町内会などによる主体的な高齢者支

援を進めていくため、新たな地域支え合い活動の立ち上げや活動拠点の整備に対し補助を行おうとするものです。主な補助対象は、居場所づくりに必要な備品や除雪支援に必要な除雪機の購入、高齢者の皆さんにとって使い勝手のよい拠点整備につながる建物修繕費などとなっております。この事業の申請のあった件数でございますが、合計で37団体、延べ44事業となっており、集落内の施設がバリアフリー化されていないなど寄り合い場として使うため整備をしたいという地区や、もっと回数を増やして寄り合い場の拠点にしたいという地区から多くの申請がございました。さらには、有志で新たに除雪支援隊を結成し高齢者支援を行いたいという団体からも申請があったところでございます。

この補助事業は今年度限りのもので、あくまでも立ち上げ支援に対し補助しようとするものです。平成24年度以降は、市としても寄り合い場の機能が発揮できるよう情報提供や指導助言を行い、市全体として高齢者支援体制の構築が図られるよう努めてまいります。

この項の③でございますが、第5期計画における宅老所、いきいきサロン、老人クラブ等への支援についてのお尋ねがございました。

第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の素案では、基本目標として、高齢者への地域における支援体制の強化など3項目を掲げております。その中でも、特に市としては、町内会を単位とした地域の寄り合い場づくり事業を進め、日常生活において支援の必要な高齢者が寄り合える場所を開設していく必要があると考えているところであります。

なお、宅老所は、受け入れや運営内容などについて今後状況確認を進めてまいりたいと思います。市社会福祉協議会が主催するいきいきサロンには、これまでも健康の駅事業の中でかわりを持っており、引き続き連携を図ってまいります。また、老人クラブ活動につきましては、会員の皆様は地域の中での重要な支え手であると考えております。今後は特に寄り合い場における社会貢献活動などを担っていただきながら、会員の増加、活動の活性化が図られ、生きがいに結びつけられるような支援をしてまいります。

この項の④でございますが、買い物支援、移動手段支援等々についてでございます。

高齢者の買い物支援につきましては、地域の状況によって、商店への送迎や移動販売、集落への出店などさまざまな方法が考えられますが、現在、県の生活基盤形成モデル事業に参加し、その協議会の中で来年度に市でモデル事業を推進する方向で議論を進めているところであります。内容は、高齢者の買い物支援等に関する検討委員会を設置し、デマンド交通などの利用を想定した買い物支援について実証実験を行おうとするものであります。以上の取り組みを十分に検証し、高齢者福祉担当課や公共交通担当課の中で十分協議を進めながら、平成26年度までの第5期計画期間中には本格実施につなげたいと考えているところであります。

最後に、3番目、認知症対策についてであります。

市民後見人推進事業は、4日間の基礎養成講座と定期相談会、事例検討会を各1回開催いたしております。養成講座は既に終了しておりますが、50人の定員に対して56人の参加があり、市民の皆さんの関

心の高さを感じているところであります。今後の課題といたしましては、市民後見人を継続的に確保し、支援する体制の整備が必要であると考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

時間の関係で、まず今のお答えでもうちょっと深く伺いたいことを聞いていきたいと思います。

まず、介護保険料を引き下げる方法というのは、私はその三原則を突破すべき時期じゃないのかということを言いたかったのですが、まずまた委員会で話したいと思いますが、介護予防の重点策の健康の駅というところで、非常に今のお答えでは、高齢者、65歳以上の方々のリピーターが多かったということ伺ったわけです。

そこで、今、シニアパワーアップ事業などで自己報告式健康状態調査票、いわゆるSF-36と言われる基本チェック、日常生活の。そういうことをまずマル・バツでやっているというようなことを伺いました。大体みんな行けば血圧は計りますけれども、その教室の人たちというのは日常生活をずっと追跡調査する、フォローするという意味でやっていらっしゃることだと伺いましたけれども、それは包括支援センターで今行っている認知症のチェックリストととても似ているなど素人ながらに思います。これを保険料の引き下げにさらに反映できるように、もっと幅広く取り組んでいく、その資料をもっと活用するというすべばいいのになというふうに思っていました。

その活用の実態を伺うに当たって、例えば第一次予防、それから第二予防というところで、庁内連携がありますよね、健康の駅。それから包括支援センターとの連携というか、そういうところの連絡というのは、日常的に密にやっているのでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 議員のとらえ方で、これが連携が密であるかどうかというとらえ方の違いがあると思いますが、今私どもの中では、やはり基本健診等々で、将来的な認知症、あるいは介護認定の予備的な方々をしっかりと把握するというふうなことが、まず一番重要であるというふうに思っている次第であります。この方々がいわゆる介護認定に陥らないために、少しでも元気な期間をもっと長くするというふうなねらいのもとで、それぞれの役割を担っていただくというふうな考え方でございます。いわゆる包括支援センターでは、そういった健診等の情報をもとにしまして、そういった方々のリストアップ、それからその方々をしっかりと介護予防事業に参加していただく、そういった干渉をさせていただきながら健康の駅事業につなげていくというふうな連携の仕方を現在行っているところでありまして、それらの成果としては、まだまだ対象者の中でのトレーニングセンターの利用者というのは、決して私どもも高いというふうな認識は持ってございません。もっともっと参加していただきたいという考え方を持ってございますので、ぜひそれらを実行してまいりたいというふうに思っている次第であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ぜひ密な連携、つなぎというのをやっていただきたいと思います。その意味では、今年から結局、本庁の集約によって、保健、福祉、介護というところにかかわる部署が健康福祉部としてまとまったわけです。これは、ちょうど第5期の介護保険計画をこれからやるに当たっての地域包括ケア体制を推進していくというためにも、非常にタイムリーだったなというふうに思うんです。ですから、ぜひとも、ここまでお膳立てがそろったのですから、あとはそこそこのバリアフリーを徹底していただいて、協力体制を強化していただきたいと切にお願いします。

地域支え合い体制について伺いたいんですけども、結局、この前の議会でも伺ったように、社会福祉協議会の安全・安心リスト、要援護者リスト、さまざまなそういう取り組みがあります。私の避難計画というのも伺いました。それについて、多分に個人情報が入っているわけです。社会福祉協議会は民間、あとは市役所は公というところで、民生委員、福祉協力員に提起する場合の個人情報の壁というのは、私はそこではもう取り払うべきだと思うのですが、そこでの問題というのは実際ありますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 個人情報の取り扱いの関係がご質問の中身でございますが、基本的に、個人情報につきましては、情報をこういった形で活用するんだということに対する本人の承諾というものを第一義的に考えてございます。その情報につきましては、やはり私どもがその当事者の方の安全を確保するためというふうな、あるいは安心して生活していただくためというふうな一つの目標設定がされているわけでございますので、そうした意味では、民生児童委員、あるいは社会福祉協議会に、そういった観点の中で必要とする情報につきましてはこちらのほうから提供していきたいと思っております。そしてまた現在もそういうやりとりをしております。

この部分につきましては、さらに踏み込んだ形の本人の健康状態、それから家族構成、同居以外の親族の状況とか、いろんなものがまたかかわってくるわけでございますが、この取り扱いにつきましては、やはりそれぞれのケース・バイ・ケースと申しますか、重要度に応じてやはりこれは提供するケースも出てくるというふうな判断をしているところであります。これまでもそうでありましたように、民生児童委員の方々に対しても、やはり担当する地区内におけるそうした事例に当たっては、非常に詳細なものをお渡ししてきました。これは当然ながら守秘義務が課されてございますので、それは当然の私どもの情報提供の行為であるというふうな認識を持ってございます。

いずれ、ケース・バイ・ケースの中で、個人情報の取り扱いについては私どもも十分注意していかなければならないし、また提供を受けた民生児童委員、それから社会福祉協議会の中においても、十分な注意を払いながら情報の管理を徹底していかなければいけないということを私どもも申し上げていきたいというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ぜひそこはよろしくお願いします。

そのためにも、この間、秋田県の議員研修での話にありましたように、自助、公助、共助、そのほかに近助が一番大切だということを私たちは学んできました。それがまさにそこだと思っんです。基本単位の近助からして守秘義務を守りつつ連絡を連携し合うということでやっていかなければいけないと思うのですが、市長のお答えにもありましたように、地域の核になるべき老人クラブはどんどん減ってしまっている。

それから、問題としては、民生委員と福祉協力員の立場というのが違う、これはずっと前から問題になってきました。ずっと困った困ったと言ってきたんですけども、どんなふうに困っているかというのは皆さんご存じだと思うんですが、結局、民生委員279人、主任児童委員32人、計311人は国のところの委嘱であるということで、今年度の予算は3,137万円ある。社会福祉協議会の管轄の福祉協力員は、今とても多い、3倍の908人だけれども、活動費はゼロ。ちなみに、いきいきサロンというのは今110カ所ぐらいずっと増えて、とてもいいことだと私も思いますが、1団体に今年8万円です。社協では、増えるにつれてそれがもっと少なくならざるを得ないというので、私のところでは町内会費を補助しています。

そうやって四苦八苦して運営しているということで、これは一地方自治体でどうこうするというのは非常に難しいと思いますが、制度的な問題を今やはりこの横手市でできる限りの役割分担ということをやっていかなければ、体制をつくっていかなければいけないのではないかと非常に大きな問題になりますけれども、そこをまず投げかけて、これからもずっと議論していきたいと思います。

それを踏まえて、今出ました支え合い体制づくりということについて、44カ所37団体の手挙げがあった、それから除雪機を購入してやっていくということでも手を挙げて、たしか2,500万円の予算があるということだったんですが、私たちからしてみれば、今年度限りとはいえ、6,100万円、2,500万円という非常に大きな額なわけですから、その体制づくりの事業対象団体へどうやってフォローしていくのか、高齢ふれあい課だけでやっていくのか、やはり地域局主体じゃないのかというふうに私は思いますが、そこをどのように、これからすぐのことですから、やっていこうというイメージをお持ちなのでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 今年の雪下ろし・雪寄せ支援事業の関係をちょっと申し上げますと、12月1日現在であります。雪下ろし事業への登録者というのは、前年度114名増の571名の登録がございました。それから雪寄せ支援事業につきましては、91名増の405名の12月1日現在の登録の状況になってございます。

この事業との整合性の問題も当然ながらあるわけでございますけれども、今回の支え合い体制づくり事業は2つのメニューから成り立っているわけでございますけれども、各申請団体からございました寄り合いの場と、それから雪寄せ、いわゆる除雪支援というふうな組み合わせの申請事業所に対しましては、機械等々、それからバリアフリーのための拠点施設の整備、そういったものがございますので、まずは会計検査の対象にもございますので、しっかりと会検にもたえられる内容の事務事業の進行を管理

していかなければいけないというふうにもまず考えております。

そうした意味では、そうした事業団体の方々としっかりとヒアリングを重ねながらサポートしていくことが、我々としては責務であるというふうに思っております。その役割としては、当然ながら地域局の力も、地域局の市民福祉課と、それから健康福祉部の主担当であります高齢ふれあい課がそれに当たることになるわけでございますけれども、いずれ、そういった方々の団体の皆様方には、除雪と寄り合いの場だけではなくて、やはり災害時における要援護者の避難等々含めて、そういったつながりも保っていききたいなど。そして、恒久的にそうした事業がその地域の中で引き継がれていくようなサポートをしていかなければいけないのではないのかなというふうな思いをしておるところであります。

また一方、暮らしの安心サポート事業でございますが、こちらのほうにつきましてはいわゆる後方支援でございますので、今回の申請が出なかった地域の中でも、当然ながら要援護者、あるいは高齢者の方々がおられるわけでございますので、そういった方々をしっかりとサポートできる小さな単位での、例えば隣近所、向こう三軒両隣の範囲の中で除雪支援でも行いたい。あるいは、老人クラブの活動の中にぜひ、こちらのほうで用意しましたカラオケの機械とかそういったものを活用しながら、一層親睦を重ねていきたい。将来的には、寄り合いの場としての位置づけができるように取り組みたいというところをしっかりとサポートしていくというふうなことを現在考えておるところでございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 今、老人クラブの話が出ましたけれども、どんどん減っていくところの実態をヒアリングしました。これは前から私は提起しているのですが、結局、事務的な手続というか、事務局になるべきかなめの人となり手がないということが多かったです。やはり、お年を召して、パソコンとかそういうところに向かうのが非常におっくうだということで、だれもなり手がなくて、結局解散するという事態がこの前もありました。ですから、老人クラブに若い人たち、青年部が入れれば一番いいということで、今いろんな取り組みをしているのも伺っていますけれども、例えば老人クラブがこれだけ地域のリーダーさんたちがやっていることを私も承知していますから、事務担当をどこかで補助するなりというような手だてではできないものではないでしょうか。例えば雇用にしろ何にしろ、そういう考えはないですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 老人クラブの中でも若手委員会、特に老人クラブの会員の中でも若い方々をピックアップしまして若手委員会なるものを構成して、そういった事務局体制の再構築、あるいは広く、70歳手前の方も積極的に参加できるようなクラブ運営のための検討を行っているというふうに伺っております。その中では非常に広範なやりとりがされているようでございますが、事務局体制を我々のほうで人材を育成するというのにはあるのではないかなというふうな思いをしていますが、公費を負担した中で事務局をつくって人を雇ってその中でサポートしていくということにつきましては、現在、具体的

にそういった形での要請は老人クラブからいただいておりますので、まずは若手委員会の成果をどういった形でそれぞれ市老連、あるいは各地域の老連の方々がご判断するかということも一つあるかと思いますが、この後そういったところを見ながら検討を進めていきたいなというふうに思う次第であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 結局、やはり一番身近なところというのは地域局なわけです。ですから、本庁と地域局のまた連携のところになるのですけれども、先ほどの2番議員の質問の中で、市長は地域局長をただの事務屋ということを言われたと耳にしました。この言葉は言い過ぎではありませんか。もしあなたが地域局長の立場で、権限も責任もなく地域全体を見とどりせよというふうになったら、誇りをもって業務に当たることができるでしょうか。これは大変なことだと思います。今の局長さんは、地域づくり協議会の中でも参与に過ぎないです。ですから、与えられた予算を割り振りするというしかない立場にあると私は思います。事務方といえども、当該地域の事情を熟知していらっしゃる、そして地域住民としての熱い思いもお持ちのはずです。ですから、地域づくり協議会に2億円もの多額の予算を配分しているからには、局長に会長という権限を与えるということも私はあると思うんです。合併した横手市の周辺地域、ここが発展するのはそういう手だてが必要ではないかと思っておりますけれども、市長はどうお考えでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私が事務屋と申し上げたのは、職員としての立場を申し上げたつもりでありまして、地域におけるまちづくりを職員が一人でできるものだと思っていない、そういうふうな意味で、そういう流れで申し上げました。地域の住民がみずから組織し、まちづくりに大きな権限と責任を持ってもらうために地域づくり協議会をつくりました。その会長さんに大いに力を奮ってもらいたい、地域局は、局長を初め地域振興課を含めて、その運営方をサポートして実効あるものにしてほしいな、そういう意味で、裏方として支える立場としての表現として事務屋ということを申し上げました。決して能力の問題を言ったわけではございません。そういう誤解を議員に与えたとしたならば、これはおわびいたしますけれども、決してそういうことではないとご理解いただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） いろんな言葉がありますがけれども、やはり私たちは行政、市長を初め職員さん、そして議員もそうですけれども、一つの目的を持ったチームですよ。目的というのは、結局、私は述べました、これは市長の所信にあったと思うんですけれども、ここに住むだれもが幸せに生きていける、そういう地域を目指す、そのために、そういう目的の実現のために頑張っていく、一丸となっている私たちは、チームだと思っております。目的を持った集団です。ですから、どういう言葉であろうが、私たちはそれを尊敬をもってみんなしてやっていかなければいけないわけです。これは、完全なものを求めているんじゃない、完璧なのはやはりなかなかできない、だけれども、最大最適の施策をやっぱり

打ち出していくのが私たちの責任じゃないですか。そういう意味で、私は、こっちはこっち、こっちはこっちというような言葉で誤解をされるようなことは、やはり言うべきではないというふうに思います。

でも、時間がありませんからこれで終わりますけれども、やはりパーフェクトじゃなくても、ベストを目指して、私たちは、やっつけるんじゃないで、一緒になって、ここで私たちだって骨をうずめるわけですから。ですから、どうやって幸せに生きていくのか、そこを目指してこの町をつくっていかなければいけないというふうに思います。ですから、地域局、そして本庁、それから諸団体、この連携というのを、いろいろ立場も違います、考え方も違うけれども、一致したところで最大最適の施策を目指していこうではありませんか。

これで終わります。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 言われっぱなしでは私も具合が悪いので申し上げますけれども、先ほど申し上げたとおり、決して局長の皆さんを不当に扱う表現として言ったわけではないということをまずもう一度弁解させていただきたいと思います。

区長制をしいておった合併当初の4年間につきましては、公選ではありませんでしたけれども、政治的な使命をそこに帯びてもらうために区長というような位置づけを私は内心考えておったところでありました。それは法律に裏づけられたものでもありましたので、それがなくなって、さて、どうしたものかと考えたときに、私は、地域協議会を発展的に地域づくり協議会にすることによって、地域局の局長にはそういう政治的役割を帯びてもらわないほうがいだろう、支えに回ってもらったほうがいというような思いでございました。

これで今動いていますけれども、議員おっしゃるとおり、これが理想形で全部いいかというのは、これはまた別の問題でございます。まだまだ試行錯誤であろうかなと思います。やはり、地域には政治的な判断と申しますか、住民のさまざまな感情を受けとめて、それをもっと論理的なものにつくり上げていく能力のある方がやっぱり必要だなと思います。それは昔は地域の首長であったなというふうに思います、選挙で選ばれた。その仕組みがなくなった現在において、だれにそれを担っていただくか、その方に求められる資質だとか能力だとか、あるいは選考の過程は何なのかというのは、やはりもうちょっと我々、何と申しますか、この現場経験を踏まないとなんか答えは出せないのかなと、そういうふうに思います。

そういう意味では、議員のおっしゃった、完璧を目指すんですけども、それに向けて着実に進むことが大事だと、そんな意味のことを申されましたけれども、これについては私も全く同感でありまして、まだまだ試行錯誤の中にあるだろうと思っています。引き続き、具体的なお提案を、2番議員からいただきましたけれども、それ以外のお提案もよろしくお願ひ申し上げます。

---

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これでは本日の一般質問は終了いたしました。

明12月7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時11分 散 会